

一般会計予算決算常任委員会記録

平成26年9月11日

【開催日】 平成26年9月11日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時24分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	中村 博行
委員	岩本 信子	委員	河野 朋子
委員	下瀬 俊夫	委員	杉本 保喜
委員	長谷川 知司	委員	松尾 数則
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	大井 淳一朗	議員	岡山 明
議員	中島 好人	議員	山田 伸幸

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	総務部次長兼総務課長	大田 好夫
税務課長	岩本 良治	税務課主幹	古谷 昌章
税務課収納係長	藤上 尚美	税務課市民税係長	銭谷 憲典
税務課固定資産税係長	藤本 義忠	総合政策部長	堀川 順生
企画課長	芳司 修重	企画課企画係長	杉山 洋子
企画課行革推進係長	別府 隆行	財政課長	川地 諭
財政課課長補佐	篠原 正裕	財政課財政係長	山本 玄
管財課長	阿部 武彦	管財課主幹	井上 正満
市民生活部長	川上 賢誠	市民課長	岡原 一恵
協働推進課長	石本 善子	市民生活部次長兼環境課長	佐久間 昌彦
人権・男女共同参画室長	山根 和美	人権・男女共同参画室主幹	柏村 照美
健康福祉部長	河合 久雄	高齢障害課長	兼本 裕子
健康福祉部次長兼社会福祉課長	伊藤 雅裕	こども福祉課長	西田 実
健康増進課長	山根 愛子	産業振興部長	小野 信
産業振興部次長兼商工労働課長	姫井 昌	農林水産課長	阿武 恒美

建設部長	佐村良文	建設部次長	多田敏明
土木課長	森一哉	土木課技監	中本勝裕
土木課主査	井上岳宏	土木課主査	泉本憲之
都市計画課長	高橋敏明	都市計画課課長補佐	渡邊俊浩
都市計画課主査	高橋雅彦	都市計画課建築指導係長	迫田勝憲
建築住宅課長	清力祐二	建築住宅課主幹	平中孝志
成長戦略室長	大田宏	文化会館長	河口修司
教育長	江澤正思	教育部長	今本史郎
教育総務課長	尾山邦彦	学校教育課長	笹村正三
社会教育課長	和西禎行		

【事務局出席者】

局長	古川博三	局次長	清水保
----	------	-----	-----

【審査事項】

- 1 議案第53号 平成26年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

午前9時 開会

伊藤實委員長 おはようございます。それでは、一般会計予算決算常任委員会最終日の予定ですが、引き続き、きのうの残った分から行きます。8款土木費の38、39、40の事業について、最初に38の事業からお願いします。

清力建築住宅課長 ナンバー38、住宅建築物耐震化促進事業、96ページです。本事業は、既存住宅建築物の耐震に対する安全の向上を図るため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅、多数利用建築物の耐震診断及び木造住宅の耐震改修を実施するものに対して補助金を交付する事業です。25年度の決算額は42万円となっていますが、木造住宅耐震診断、1軒当たり6万円の7軒分です。なお、木造住宅の耐震改修及び多数利用建築物の耐震診断は実際にかかる費用が高額になり、補助金を除いた民間負担部分が高額になるためだと推測していますが、応募がない状況です。木造住宅多数利用建築物は民間所有の財産ではありますが、これらの制度は、いずれも安心、安全な住宅などの確保のためには必要な事業であり、地震による被害を最小限に抑え、市民の生活と財産を守

るため、今後も国、県の補助制度を活用しながら継続する必要があると
考えております。

伊藤實委員長 それでは、質疑を受けます。

杉本保喜委員 課題のところで、市民の耐震化に対する意識が非常に薄いとい
うことを感じておられるということですが、目標を設定しにくいと
は思うんですけど、予想として26年度はどれぐらいあると考えてお
られますか。

清力建築住宅課長 現在のところ診断については7軒、これは全て受付が終了
しておりますので、改修後をどうされるかを待っている状況です。

吉永美子委員 個人情報があるので、どこまで聞かれるかですけど、要
は診断をしたけれど、ちょっとこれは危ないよと言われても改修をしな
いとなると、何のために診断したかということになるわけですが、この
7軒の診断結果を教えてくださいませんか。

清力建築住宅課長 氏名は出しませんが、ほとんどが倒壊のおそれがある。
それから、近いという形のものがああります。十分安全であるものは出て
おりません。

吉永美子委員 そうすると、南海トラフとか、どういう地震が来てもおかしく
ない状況の中で、お金がかかるのは重々承知ですけど、市からいろんな
情報をその方々に与えて、その必要性、そのままにしておくことの危険
性、その辺は十分に情報を出していますか。

清力建築住宅課長 過年度に診断された方には、再度耐震改修のお願いはして
おります。それから、また今年度の話になりますけど、昨年度された方
に対して、直接面談においてお願いしたこともあります。

松尾数則委員 この業務委託料42万円、これは建築士か何かに委託される費
用であろうと思うんですが、無料だというイメージがあるんですが、今
はお金を取っているわけですね。

清力建築住宅課長 個人の方に対しては無料ですけども、診断士に支払う費用
です。

岩本信子委員 費用は無料。追加なしで、この6万円で受けられるということですね。

清力建築住宅課長 そのとおりです。工賃に対して無料で、6万円を超えることはありません。

岩本信子委員 お金を追加するんだったら、ちょっと難しいのかなと思ったんですけど、周知が足りてないということではないですか。

清力建築住宅課長 十分周知はされていると感じております。それはなぜかと申しますと、電話での問い合わせ等が数件、毎年ありますので、その中で、この耐震診断をすることにより、反対に不安を感じておられる方も多いようですので、その辺もうちの悩みです。

松尾数則委員 例えば菊川断層のとき、山陽小野田市で震度5弱ぐらいが想定されていましてよね。そのときに、倒壊するような建物が何軒あるとか、その辺のところの数をつかんでいますか。

清力建築住宅課長 現在のところ、把握しておりません。

杉本保喜委員 業者に耐震診断をお願いしているということですが、これが終わった後に業者から当該住宅のほうに「やりましょう、やりましょう」というようなことで、結果としてやったという事例はありますか。

清力建築住宅課長 業者と言われましたけども、これは登録された建築士にお願いしております。その中で、耐震改修をする見積りも個人の方にお示ししております。

岩本信子委員 耐震診断してもらったら、改修しなければいけないということは、別にないんですね。改修するかしないかは、個人の自由ということですか。

清力建築住宅課長 そのとおりです。

伊藤實委員長 診断しても改修しない、その大きな理由は何ですか。

清力建築住宅課長 多額な費用がかかるということで、リフォームと違ってバリアフリーにするとか、水回りを改良するとかいうことではないので、實際上、今の生活には困らないということではないかと思っております。

伊藤實委員長 56年以前の危ない物件を市としては無料で調査し、その結果によって、持ち主が改修するなりして、安心、安全なところに住んでもらおうというのが最終的な目的だと思うんですよ。しかしながら、今みたいに財源的なことではできないということになれば、市として、今後、それに対する補助なり助成するというような手法と組み合わせてすれば、また展開は変わると思うんですが、その辺について検討しているのかどうか。

清力建築住宅課長 ただいまのところ、住宅リフォームがありますし、また国も耐震改修、リフォームという形の補助金を出されております。そういう関係もあり、市では今のところ予算面もありますけども、直接的には考えておりません。

伊藤實委員長 そうすると、今、国の補助がありますよということは周知をしているということですね。

清力建築住宅課長 直接は周知しておりません。

伊藤實委員長 改修しないという理由が財源のことなら、そういうことも含めて、結果と同時に周知して活用してもらってということも一つだと思いますので、その辺周知してほしいと思います。

中村博行副委員長 今のことを含めて、課題の中に個別訪問ということも書いてあるんですよ。人的といいますか、物理的にそういったことが担当課でできると考えておられますか。個別訪問であれば、改修の補助もあるよということも伝えられると思うんですけども、実際にそういったことが可能と思っておられるかということも含めて。

清力建築住宅課長 耐震診断するとき、こういう補助金もありますよということはお伝えしております。それから、個別訪問を時間があいたときに、それぞれもう大体どのあたりとかいうことで、事前にお話ししている方もおりますので、そういう方に、また利用していただけたらどうかという話もしております。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、次行きます。高齢者向け有料賃貸住宅整備事業についてお願いします。

清力建築住宅課長 最初に訂正があります。事務事業評価シート中段の家賃補助、戸数の中で、平成23年、平成24年、平成25年の実績に誤りがありました。平成23年度が54戸、平成24年が50戸、平成25年が50戸の誤りです。

それでは、説明します。本事業は、建築住宅課として高齢者が安心して居住できる良好な住環境、民間事業者からの供給確保を図るための取り組みとしても行っているものです。25年度において、民間事業者に対して家賃の減額に対する費用補助を行っています。平成23年10月の改正高齢者住まい法に伴い、既存の高齢者向け優良賃貸住宅が廃止となり、サービスつき高齢者向け住宅に改正されております。平成17年度から10年間の期限つきで、高齢者向け有料住宅の2施設、中島ハイツと心遊館、合わせて55戸確保しております。平成25年3月末現在の入居戸数は50戸となっております。家賃減額費用補助は1,425万4,400円となっております。なお、空室があるのは、募集されているものの応募がない状況だと思っております。それから、中島ハイツが27年3月、心遊館が27年7月で家賃の減額に対する費用補助が終了となりますが、今後の事業継続については、国及び県からの補助が得られないため、市の単独事業としての継続は困難であると考えております。

伊藤實委員長 それでは、質疑はありますか。

吉永美子委員 この事業概要にありますように、この高齢者向け有料賃貸住宅を整備されてきた理由としてバリアフリーや緊急通報装置などを設置した高齢者住宅、それに対応するための需要のはずですけど、今後この家賃補助がなくなると現実に住むのが困難な方が出てくるのではないかなと思うんですが、そのことについてはどのように考えておられますか。

清力建築住宅課長 現在、そういう方の相談を1件受けておりますけども、直接的な相談は受けておりませんので、今後検討する必要があるかなと思っております。

吉永美子委員 この事業が終わることについて以前から申し上げていて、そのときに福祉と協議するということでしたが、協議内容、そして協議結果

について、下に出ている結果になっているんでしょうけど、お知らせください。

清力建築住宅課長 昨年度末に文書によってお願いして、また新年度に入って協議しましたが、国、県の補助が出ない限り、難しいだろうということで、福祉関係の部署で検討されていると思います。まだ結果は聞いておりません。

吉永美子委員 やはり、これまで事業を受けていた担当課として、この50軒の方々が現実に住んでおられるわけですよ。そういったところに向けて、やはり高齢者ですから、いろんなことに対応するというのは、当然若いころと対応の仕方が、どう対応していいかと悩むところ、それと収入も働いている方と違って上がっていく可能性はないわけですよ、基本的に年金だけですから。そういった高齢者を守るというところでは、この50戸の方々に来年で補助がなくなりますけど、その点について何か相談ないですかっていうところのこちらからのアクションというのはいかないのでしょうか。

清力建築住宅課長 それは、今から検討したいと思います。なかなか個人の方ですので、そこにお伺いすることはできませんが、事業者を通じて確認したいと思います。

吉永美子委員 それともう一点確認ですが、これが廃止されてサービスつき高齢者向け住宅の登録が開始されたけど、この2つともそちらには移行しないと以前聞いておりますが、しかしながら、一部自治体による家賃補助等の制度、これが地域有料賃貸住宅制度として継続されるということですが、山陽小野田市は、こういう制度がなぜないのかお知らせください。

清力建築住宅課長 よくわかりませんが、県内にもないとは感じておりますが。

吉永美子委員 そうすると、山口県がそういう地域に当たらないということになるわけですか。何が申し上げたいかという、この高齢者向けの有料賃貸住宅の補助制度がなくなる。それで、かなり負担がふえる。しかし、一部自治体によって家賃補助等の制度が地域有料賃貸住宅制度として継続されるということなので、そういう地域の方々は、やはり助かるということになるのかなと思ったので。

下瀬俊夫委員 有料賃貸住宅というネーミングですよね。これ、そんなに有料ですか。2つの施設で、実際、家賃が幾らで、幾ら補助しているのかという中身まで、きちんと言ってもらわないとよくわかりませんよね。

清力建築住宅課長 施設によって違いますけども、5万円で補助が約2分の1。収入等によって、また違いますけども、一方は4万円で40%ぐらいの補助です。

下瀬俊夫委員 それで、先ほどの報告では、片方が26年末、もう片方が27年7月でこれがやめになると。それで単独ではやらないという方針だと言われましたよね。そうすると、これから先、この5万と4万の家賃をきちんと払わなきゃいけないわけですよね。今から相談があったら対応しますという話ではちょっと遅いんじゃないですか。そこら辺の相談の窓口はどう対応されるんですか。

清力建築住宅課長 これは、事業者が間に入っておりますので、その中で決めておりますけども、入居時にちゃんと期限が切られておりますので、その中で入居される方も納得して入られていると思っております。

岩本信子委員 中島ハイツですけれど、最初に聞いたときは高齢者向け病院と一緒にあって、緊急の通報装置など設置したと書いてありますけれど、何かそういう条件でされていたんじゃないかと思うんですけど、今、中島さんは病院されていませんよね。そういう住宅ではなかったんですか。

清力建築住宅課長 それは条件には入っておりません。

吉永美子委員 入居者はわかっていると言われますが、その家賃についての書き方ですね、その部分について説明してください。どういう書き方をしているか。要は10年間で切れるので、補助はなくなりますよという書き方をしていますか。

清力建築住宅課長 少し文面は省略しますが、家賃減額控除交付金補助金交付要綱により、17年8月から27年7月末ですという期限をつけて契約書を交わしております。それともう一方は、始めと終わりの期間が書いてありまして、3月31日までと10年間ということで契約書に書いてあります。

吉永美子委員 前に書類を見せてもらって、これでは高齢者わかりませんよねって申し上げたのがありましたよね。要は10年間は幾ら補助しますけど、それ以降はなくなりますよという書き方ではなくて、この事業がいついつで切れますという書き方じゃなかったですか。誰が見てもわかるような書き方ではなくて、この事業はいついつで終了、10年間で終了しますとか、そういう書き方じゃなかったですか。

清力建築住宅課長 高齢者向け有料賃貸住宅としての管理期間10年間とうたっています。

吉永美子委員 管理期間が10年間ということは、家賃の補助は全くなくなっていくますよととれますか。高齢者の方がそれ見てそうとれますかね。心配しているのは、本当に高齢者の方がわかって入居されたのか。そして、今現在もどうしていいか悩んでいる人がいないかっていうところなんです。わかっていてもいなくても、終わるものは終わるからしょうがないんだけど、この事業が終わる前だからこそ申し上げているわけで、入居されている方々は会える方々ですから、事業者をとおして、早急に困っていないか、相談はないのかというところで動いていただきたいと思ってるんですよ。以前、福祉と協議すると言われましたけど、福祉は福祉でやるんじゃないですかっていうところで終わっています。しかし、主体としてやってきたのは、建築住宅課ですから、最後まで責任を持っていただきたいと思います。この事業が終了するまで、それをぜひお願いしたいんですが、いかがですか。

清力建築住宅課長 御意見ありがとうございます。そのように検討していきたいと思います。

下瀬俊夫委員 そもそも、これ国の制度ですか。国の制度であれば、これ何のための制度ですか。10年間で打ち切るよと。あとはどうでも好きにしなさいって、こういう感じのこの補助事業の意味がよくわからないんですよ。

清力建築住宅課長 最大の目的は施設の整備費、それから利子補給に関する国の補助、それにあわせて家賃も補助するという形で、当初は当然、新しい施設になりますと家賃も高くなるということで、入居者も入りにくいということでの制度であったと思っております。

下瀬俊夫委員 それおかしいでしょ。建物をつくる側に補助する制度だったらわかるんですよ。だけど、その入居者に家賃補助したら、10年で打ち切ったら出なきゃいけないじゃないですか。そんなお年寄りを追い出すような制度はおかしいんじゃないですか。

清力建築住宅課長 おかしいとは言われますけども、実際は入れかわりもあるわけで、自宅に帰られた方も実際にはおられます。

岩本信子委員 たしかこれは65歳以上がいた家庭ということでしたよね、この高齢者住宅に入れるのが。今の50戸の中では、全部、高齢者の方ばかりいらっしゃるといふ最初の条件はきちんとあるんですか。

清力建築住宅課長 はい、言われるとおりです。それで、夫婦で入られる部屋も何部屋か片方にはありますので、入られた方もおられます。

岩本信子委員 だから、条件はちゃんと満たしているということですね。

清力建築住宅課長 はい。

長谷川知司委員 私も現職でこの制度を担当しておりましたが、先ほど下瀬委員が言われたように、本来は福祉サイドの事業でやるべきと私たちも感じておりましたが、国交サイドが補助採択したかというのは、ちょっと私も疑問でした。ところが、建設サイドで行ったから10年というのがあったし、また建設費の補助、それから共用部分とかは国がある程度面倒見ますよということで進めてきたんです。それで、10年ということは、入居者にとっては「寝耳に水」の場合がありますので、通常の不動産屋でも、貸すときは10年たった家賃の見直しとかあるわけですね。オーナーにとっても10年たっておれば、ある程度収益が入っていると思いますので、行政としてはオーナー、あるいは間に入っている不動産屋と話をできるのであれば、家賃の見直しということを強く言っていただきたいと思います。

清力建築住宅課長 当然ながら、何年かたつと家賃の改定はあると思います。ただ、事業者も10年間の家賃は固定されておりますが、事業者に確認するように、今検討しております。

伊藤實委員長 それでは、40番、住宅リフォーム資金助成制度についてお願いします。

清力建築住宅課長 それでは、ナンバー40、住宅リフォーム資金助成制度、98ページです。本市では、地域の活性化と住環境の向上を図るため、市内に居住し、みずから所有する既存住宅の改修工事を市内に主たる事務所を有する施工業者に依頼して、修繕、補修、模様替え、設備改修などの工事費が消費税等を除く10万円以上のものに対して1割、1万円単位で7万円を限度として住宅リフォーム資金助成金を交付しております。平成25年度においては、予算1,000万円に対して992万円の助成金を交付しております。工事完了後に施主、施工業者、それぞれにアンケートの実施をしており、おおむねこの制度について満足していただいておりますので、継続希望も多いことから、住環境の向上を図るためにも、今後もこの制度を継続していきたいと考えています。

伊藤實委員長 それでは、質疑ありますか。

下瀬俊夫委員 実績で件数が出てくるのはわかるんですが、波及効果はどの程度だったのかというぐらい出したほうがいいんじゃないですか。

清力建築住宅課長 173件で、昨年度は見積金額、要するに関連する工事にかかった額は約1億7,200万円です。1,000万円ですから17倍です。

伊藤實委員長 この制度自体を知っている業者とまだ温度差が相当あるんですよ。業者においてはいろいろと営業するのに、市のこれがありますよとってホームページからアウトプットして活用する人と、逆にお客さんのほうが知らなかったと。もう工事に入っているわけですよ。現に、うちも今2件、台所の増改築をしているところがあるんだけど、そこに聞いたら全然知らなかったと。だから工事が始まる時には、もうだめよということしかないんですが、やはり、もっと定期的に周知をすると活用されると思いますので、そういう部分も今からやってほしいと思うのと、業者から聞くのは、何度も市役所に行かないといけないと。だから、そういう部分をどうにかならないかという意見があったんですが、それについてはどうでしょうか。

清力建築住宅課長 私も手続の資料を見ますと、何回も来ていただくようにな

っているので、もう少し省略できないかなとも考えましたけども、やはり事実関係の確認も必要ですし、これはちょっと省略できないところもあります。ただ、内部で処理できる決裁関係は省略しているところもあります。要するに、今までは分けて決裁をとっていたものを同時にとるように改良しております。ただ、施主、施工者の方には大変申しわけないんですけども、事実確認をさせていただきたいので、手続を省くというのは難しいかなと思っております。

伊藤實委員長 メールのやり取りでもオッケーでしょうか。

清力建築住宅課長 メールでの直接的な受付はしておりません。ただ、緊急的な場合があれば受け付けることもできますが、ただ書面を持ってこられないと、要するに個人の申請書を持ってこられないとなかなか難しいです。

伊藤實委員長 そうですね。だから、最初の審査はそうだけど、あとの図面関係はメールでも。今、県も意外と簡素化してやっていますからね。その辺ちょっと工夫できるものがあれば、やっていただければと思います。

松尾数則委員 住宅リフォーム、非常にいい制度だということですが、時間がかかり過ぎるんじゃないかという話があったものですから、暴力団関係とか何かそういう話もあるでしょうから、その辺を簡素化するとか、スピードアップするとかいうことをどのように考えているのか。

清力建築住宅課長 今年度、暴力団関係の照会を警察にとるようにしました。これは市民の皆様が安心して暮らせる形でということで始めました。それと昨年度までは、厳格な所有者と居住者を確認しておりませんでしたけども、これも新たに明確にするようにしました。また、暴対の手続についても、うちの部署ではありませんので、その辺のことについては再度、手続を早めるようにということでお願いしております。

松尾数則委員 申し込みがあって、例えば1カ月でオッケーを出してとかいう内部規定みたいなものはあるんでしょうか。

清力建築住宅課長 今年度始めたのは5月でしたので、連休と重なって。山陽小野田警察署に出して本部にデータを送ります。また、こちらのほうもそれにつきっきりの部署ではありませんので、お休みも当然ありますし、

夜勤もあります。そういう関係でちょっと手間取っておられたと。うちのほうも、こういう事業ですのでという説明が足りなかった面もありますけども、その辺の行き違いがあって、当初は1カ月ぐらいかかったということで、現在は2週間程度で終わっていると思います。

岩本信子委員 先ほど、委員長が言われた事業者への周知ですけれど、どのような形で行われているんですか。

清力建築住宅課長 これは、ホームページ等広報しかないのです。ただ、事業者は個人事業主、看板を出されてないところもありますし、商工会に入られてない方もおられますので、周知をどのようにするかというのは検討課題の一つですけども、非常に難しい面もあります。

岩本信子委員 そうですか。わかりました。

伊藤實委員長 今回の件は事業者の経営努力ですよ。その辺を活用して、やはり少しでも下がりますと。知っている人は知っていますよ。やる気の問題です。ほかによろしいですか。それでは、8款土木費の230ページから247ページまでの質疑を受けます。

中村博行副委員長 243ページ、下水道事業特別会計、これ不用額がかなり出ているんですけども、その説明をお願いします。

多田建設部次長兼下水道課長 この不用額につきましては、当初予算に対して歳入増があったと。下水道事業における負担金の予定額よりも増額した形での減額。それから、歳出に関しましては、施設管理費の不用額が出たと、要は使わなかったというようなさまざまな項目の中の精査金額ということで繰出金の不用額が発生しておるということです。

岩本信子委員 233ページの委託料のところ、測量調査委託料が出ています。これを見ますと、平成25年度崖崩れ災害緊急対策測量試験業務委託と書いてあります。聞きたいのは、この崖崩れですね。山陽小野田市での緊急的な箇所という一番に大雨が降ったら見に行かなければいけないところなんかあると思うんですけど、ちょっとその辺をお知らせください。

森土木課長 崖崩れに関して、家の裏については、実は報告がないとなかなか

わかりません。崖崩れの危険箇所は県で調べられて、今、ハザードマップも作成していますが、実際、うちに入ってくる崖崩れは崩れた後の連絡がほとんどで、市内全体を見て回るといのは、不可能な状況です。

岩本信子委員 崖崩れ緊急対策の委託は、どのようなことをされたんですか。

森土木課長 この崖崩れ緊急対策事業は、鳥越二の地区で現在工事中ですが、実際に崩れた箇所、民家の2戸以上という条件で県の事業の採択を受けまして、個人負担が約2割、市が3割を負担、県が半額をもっていたというものです。そこの工事をするための調査委託料が平成25年度に計上されております。

下瀬俊夫委員 237ページ、成松山川線、厚狭新橋、この関係の災害復旧と、それから道路改良の関係で、当初予算と最終の予算、工事費ですね、この金額を教えてください。

森土木課長 全体の予算の手持ち資料がないもので、改めてでよろしいでしょうか。

伊藤實委員長 はい。ほかによろしいですか。それでは、8款につきましては終了します。続きまして、11款の災害復旧費、282から285につきまして質疑を受けます。よろしいですか。それでは、12款公債費、284から285、公債費、いいですか。それでは、13款予備費もいいですね。それでは、10時まで休憩に入ります。

午前 9時47分休憩

午前10時00分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開します。13番の歳入の1款から10款までについて行いたいと思います。

河野朋子委員 市税、固定資産税とかも含んで不納欠損の動向ですけれども、平成22年ぐらいから急に不納欠損額が削減されてきたと思うんですけど、ここ数年、増加しているように思いますが、それらの原因についてお伺いします。

岩本税務課長 不納欠損の状況につきましては、25年度も前年度に比べまして700万円の増大となっております。不納欠損する理由を説明することで理解いただけるかなと思いますので、説明させていただきます。まず、25年度が700万円増になった原因ですが、前年度と比較して、端的に言いますと、固定資産税について大口の不納欠損処分が3件重なったことが大きいと思っております。そのほかについては、ほぼ通常のレベルでありました。これが原因で、24年度は700万円の増大となったということになります。不納欠損に至る理由ですが、第一に滞納処分する財産がないとき、滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、またはその所在や財産が不明であるときなどの事情により、滞納処分を執行停止し、その執行停止後、3年経過した場合に、まず不納欠損処分をすることとなります。第2に、消滅時効の5年を経過した場合、これにより不納欠損処分となります。第3に、徴収できないことが明らかであることから即時消滅させる場合、そのものが全く存在しない人も、死亡していたとか、そういった場合の即時消滅する場合、この3つの事由により不納欠損処分することになります。この事由別の内訳で申しますと、滞納処分の執行停止後3年経過によるものが37%、消滅時効の5年経過によるものが48%、即時消滅によるものが約15%となっております。不納欠損額についてはゼロにするのが当然理想ではありますが、事由を説明しましたとおり、制度上発生がやむを得ないところもありますので、その部分はちょっと御理解いただきたいと思っております。特に、固定資産税の場合は、土地を所有している限り、収入状況に関係なく賦課することとなります。また、最近土地の相続を嫌って相続放棄する例も大変多くなっております。そういった場合には、結局所有者がわかりませんので、そのままずっと賦課は発生しますが、滞納のまま残るといった形になります。こういったことも不納欠損額が発生する一因となっております。ちなみに、県内の同規模の市で比べてみますと、萩市が6,000万円、下松市が8,000万円、光市が本市と大体同規模、柳井市が4,000万円ということで、この同規模の市と比べてみても、本市の不納欠損額は決して高くない、むしろ少ないほうだと思っておりますので、それぞれの市におきまして事情はあるとは思いますが、こういった参考の数値も見ながら、どこまで減らせるかという限界はありますけども、その限界を目指して引き続き、この地方税法に基づく滞納処分をしっかりと執行しながら、不納欠損額を少なくする努力をしてまいりたいと思っております。

河野朋子委員 平成20年とか21年度、かなり不納欠損額が高くて、それを

努力されて減らされてきておりますけれども、また少しずつ何かふえてくるのかなって、ちょっと心配がありましたので、課長言われましたように、滞納の処理ですよ、その辺の事務に力を入れていただきたいということで、あえて質問させていただきました。

岩本信子委員 固定資産税、ここを見ますと145%の割合になっていますよね。どういうところがあったんですか。

岩本税務課長 先ほど、固定資産税の大口が3件ほどあったと申し上げましたが、それにつきましては、個人の名義ではありますが、恐らく非常に不動産の関係を行っておられた方と思われまして、それがそのまま破産状態になり、その後の処分、当然裁判所での破産処理があるわけですが、その後の財産の配当の配分がなかったという形で、結果滞納がずっと残ったという例が、今回の3件の例だろうと思っております。

岩本信子委員 そうすると、また来年、再来年とずっと税金は土地がある限りついていくんですけど、その形とすれば、滞納をずっと続けてその処分にいくということになるんですか。

岩本税務課長 これにつきましては、不動産業で、その建物であれば、その名義が変わっておりますので、別の方に課税が変わっている。もしくは、もう既に処分されている。その後のことについては確認をしておりますが、そういったことで、今現在、新たな滞納になっているものではないと思っております。

岩本信子委員 先ほど、土地の放棄、財産なんかも放棄されて、それがずっと残っていくという、固定資産税だけは残っていくことを言われたんですが、そうすると、市のほうでその土地のそういう税金がたまることによって、差し押さえということが出来るんですか。

岩本税務課長 差し押さえの対象として、不動産、土地も当然入ります。ただし、本当に換価価値がある土地でないと差し押さえをしても意味がありませんので、対象件数、実際に行う件数としては少なくなります。実績報告書にも上げておりますが、25年度の処分でいいますと不動産が9件となっております。

下瀬俊夫委員 先ほどの答弁で、破産処理の配分がなかったと言われましたよ

ね。破産処理で、税金の滞納で配分がなかったという意味を教えてください。

岩本税務課長 最終的に破産になりますと、裁判所がどれだけの財産価値があるか換価価値を決めて、それをそれぞれの債権者に対して配分額を決定しますけども、税については優先されます。ただし、国税が最も優先されます。その中で配分額が順番に決まっていくわけですが、もともとの財産価値、換価できる価値が少ない場合は、当然本市が抱えています債権に見合うほどの配当がない場合が非常に多い。当然、そのまま滞納として残ってしまうということです。一部は配当があるかと思いますが、それは滞納額全部に見合うほどの配当ではないということです。

河野朋子委員 市税のことについてですけども、市税の総額が、以前は100億がある程度めどというか、100億程度というような感覚でいたんですけども、ここ数年ずっと100億を切るような状態で、今年度の決算を見ても98億ぐらいですかね、という状況で、財源全体の中で市税の占める割合が年々減ってきているように思います。自主財源と依存財源という見方をすれば、自主財源自体の割合がだんだん減ってきて、依存財源がふえてきていると感じまして、市の財政全体の問題点ではないかと思えますけども、聞きたいのが、自主財源の確保とか、そういったところでは市税はすごく大切な財源なので、確保していかなくちゃいけないと思うんですけども、この決算を見て今後の動向とか、そういうところが見えるのかどうかお聞きします。

岩本税務課長 市税の今後の動向、長期的にはなかなか見通せませんので、本年度と来年度の見通しですが、県内の経済情勢は緩やかな回復基調にあります。これは各種の報告で上がってきているところで、有効求人倍率も最近の調査でいいますと1.1倍となっております。また、最近の全国的な調査でも景気の改善傾向があることは明らかになっております。本年も引き続き、前向きな投資マインドを持続しているとの報告が出されております。したがって、市税を取り巻く環境は、本年度から来年度に向けてよい方向にあると考えております。その中の基幹的な税であります市民税については、市内の大手事業所の一部について、決算状況から好調を維持しているということがわかります。ただし、全体的に見ればまだら模様であり、業種にもよりますけども、なかなか全体がいいという状況ではありません。したがって、依然として個人所得も厳しい状況にあります。しかしながら、先ほど申しましたとおり、緩やかな回

復基調が、今後徐々に地方にも波及してくるだろうと、本市においても波及してくるのではないかという期待を持てる状況であると考えております。ただし、法人市民税については、26年度はほとんど影響がありませんが、一部の国税化がことしの10月1日から施行となりますので、この影響が27年度以降に出てきます。したがって、26年度予算をベースにして考えて見ますと、企業の経営状況により大きく左右されますが、毎年度1億円以上の減収になるのではないかなと見込んでいます。次に、固定資産税につきましてですが、地価の下落傾向が引き続き続くと見えますが、下落幅が若干緩和されてくるのではないかと考えております。また、消費税の増税前と増税後の影響はありますけども、景気の回復基調を交換して家屋の新築、増築及び事業所の設備投資が、昨年度から今年度にかけて顕著に推移しているの見込んでおります。したがって、この部分については、ある程度の増収が期待できるのではないかと考えております。以上、まとめますと、平成25年度を底として、平成26年度は市税の全体的な増収が期待できる状況にあると考えております。先日、補正で固定資産税の増額補正させていただきましたが、その流れが引き続き続かないかなと見ております。ただし、27年度以降、先ほど申しました法人市民税の税制改正の影響がありますので、この影響はどうしても出てきます。これを除けば、27年度以降も本年度と同じような市税収入が期待できるのではないかと考えているところです。

伊藤實委員長 それでは、ゴルフ場利用税についてですが、7,200万の予算で7,000万弱ということですよ。この要因は何でしょうか。

川地財政課長 ゴルフ場利用税につきましては、これは県税で、ここに載せているのは交付金ということで、市町村に県の7割相当分が交付金として入ります。この状況を見ますと、これは交付税では大体ゴルフ場ごとに1日の利用人数で積算されて基準財政需要額にはね返ることとなっておりますので、その状況を見ますと、やはり1日当たりの利用人数が若干ですけども、減少傾向にあると。このことから、交付金も下がってきているという状況ではないかと推察しております。

伊藤實委員長 ゴルフ場利用税、大体500円ぐらいで、そのうちの350円ぐらいがこうやって戻ってくるわけですよ。やはり入場者ですよ。昔旧山陽町のころは1億以上あったと思うんです。そのときは、ゴルフ場利用税が800円とか1,000円の時代なので、違うんですが、やはり

こうやってみると収入をふやす、業者がいろいろバックアップしてふえそうなのは、このゴルフ場利用税よね。入場者がふえれば、必然的にふえるわけですから、その辺、何か財政のほうで、ゴルフ場と増収するようなことはやっていますか。

堀川総合政策部長 財政というわけではありませんが、例えば、今回、山陽オートレース場、これが包括的民間委託で日本写真判定に変わりました。コンセプトはまちづくりという中で、山口県内でオートレース場を持っている市は本市だけですので、これが一つの売りではないかというような中で、例えばあすもあるかと思いますが、ゴルフの大会、これは、やはり有効な観光資源という中で、以前山陽オートのCS放送でも会長に来てくださいと、こういうことをやっていますというような形でまちづくりになるように活動しております。そういう中で、直接的な宣伝といえますかPRではないんですが、まちづくりの中でゴルフ場というのは、山陽小野田市の有効な資源ですので、それを今後も活用していきたいと思っております。

伊藤實委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

岩本信子委員 消費税の交付金ですけれど、消費税が上がったんですけれど、ふえてくるということはあるんですか。

川地財政課長 消費税につきましては、この4月から消費税率が上がっておりますけども、この地方消費税交付税、国税から回されてきます。ただ、購買があつて、それから皆さんが納められて、それから循環してくるといふことがありまして、どうしてもタイムラグがあります。で、3%上がったからといって、3%そのものがすぐに入ってくるわけではありません。26年度予算につきましては、3%の2割ないし3割ぐらいの増加分を見ておりますけども、徐々にこれは27年度、28年度は交付金がかなり上がってくると推察しております。

伊藤實委員長 それでは、10款までよろしいですか。それでは、職員の入替えをしますので、10時半までちょっと休憩します。

午前10時23分休憩

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開します。歳入に入る前に、昨日の資料請求をした部分につきまして、こども福祉課から説明をお願いします。

西田こども福祉課長 きノウ、指摘がありました乳児調査について資料をお配りしております。調査票が2つあると思うんですが、小学生保護者用と就学前児童保護者用ということで、これが実際に配布した資料です。それに基づき集計をして、全体的に数字の意味するところをまとめたものが、もう一つのニーズ調査結果概要です。このニーズ調査結果概要の中にありますように、2ページの就学前児童の母親・父親の就労状況とか、その下の母親のフルタイムへの転換希望とか、こういった項目につきまして分析しており、これを事業計画の中で盛り込んで、今、検討中です。こういった中から、協議会の中で今作業を進めております。

それと、2枚目ですが、これは乳幼児医療の一部負担金を除きます各市の先進的な事例です。例えば、下関市でしたら、3歳未満児まで所得制限が撤廃、宇部市につきましては、うちと同じですが、対象年齢拡大ということで小学校3年生まで拡大して、そのうち3割のうち1割助成ということですが、宇部市の場合は、所得制限の撤廃のところは空欄になっておりますので、それはありません。山口については、小学校に上がる前までは所得制限は撤廃されております。そして、2番目の右側にありますように、これは対象年齢拡大で、これは小学生3年生まで拡大されております。その下が平成25年度子育て支援センターの延べ利用人数です。きノウ、下の合計の2万2,885円の内訳を言っておりませんでしたので、その内訳を上げさせていただきました。

伊藤實委員長 それでは、資料が出ましたので、民福で所管事務なりやっただけですか。よろしいですか。それでは、引き続きまして、もう一件。

森土木課長 先ほど質問のありました新橋の事業費について説明します。平成22年に災害が起こり、災害査定を受けるため2,625万円。査定後、災害復旧に係る事業費として2億1,028万5,000円。それに対し、道路を拡幅するための事業費として8,504万9,000円で、当初の予算です。最終的な事業費は災害査定のほうは変わりませんが、災害復旧事業が1億9,085万5,000円、道路事業は1億5,920万円です。

下瀬俊夫委員 この道路拡幅の中に橋梁が入っていますね。そうすると、約倍になったということですか。

森土木課長 当初の災害査定時では、川の中の橋脚をつくる部分の工事をオープン掘削、素掘りで計上しておりました。実際に施工した段階で、土質、岩盤の部分だったんですが、その亀裂の層があり、実際はその部分が滑って施工できないということで、矢板を打ち込む工法変更がありましたので、架設に係る金額が大幅に増額しております。

下瀬俊夫委員 事前のボーリング調査の不備があったんじゃないかということ、先ほど矢板と言われましたが、矢板もだめになったわけね。矢板を川の流れに平行に立てたら、倒れてしまって、また改めてやり直しにしましたよね。このために半年延びてしまったというのが経過じゃなかったんですか。

森土木課長 当初の矢板といいますのは、土のうを押さえるための目的ではなく、止水矢板、川の中の水などが入らないようにするための止水目的でしたから、当初から目的は違っておりました。あくまでオープン掘削の設計でしたので、変更後はそれを地中深くに打ち込んで、実際に掘り込むという工法に変更しております。

下瀬俊夫委員 最初は土のうで、土のうがだめだったので、矢板を打って川の流れをつくったと。それもだめになったので、今度は橋脚部分について、矢板で囲んで中を掘削したということです。だから、次々に変えていったわけでしょ。そのためにこれだけ高くなったんですか。

森土木課長 そうです。当初は岩盤ということもありましたので、ボーリングのデータからできる限り安い工法を選択して災害査定も受けて進めていきましたが、実際にやったときにオープン掘削すると岩盤、その層の継ぎ目に水が回り込むことによって滑り面ができてしまったということです。

下瀬俊夫委員 だから、こういう設計変更になって工事費が倍近くになってしまうと、当初の契約は何だったんだろうかってなってしまうんですよ。国の基準で土のうを積んでやれみたいな話が最初からあったという、これがもう最初からの間違いじゃないかなと思っているんですが、こちら辺で国との折衝はきちんとされているんですか。

森土木課長 この災害査定に関する国との協議については、県が仲介してやっていただいています。国は、一般的な工法としての採択しか認められませんとなりますので、現場サイドでそれ以上のものは道路事業でという形でさせていただきました。

中村博行副委員長 ということは、100%市に責任があったと考えていいんですか。

森土木課長 当初の設計と変わっておりますが、実際ボーリングデータで、その滑り面が想定されれば、当初から打ち込みの工法で設計していたと思われま。それに対して、大きく金額的に増額になったとは考えておりません。当初から矢板打ち込みであれば、この金額はかかっていたらうと考えております。

伊藤實委員長 新橋の件ですが、道路を拡幅して橋も拡幅。その際、踏切を広げよう。美祢線が不通の間にしたほうがいいんじゃないかということも提案しておりましたが、一向に踏切が変わった気配がないんですが、どうなりましたか。

森土木課長 当初の予定では、美祢線が開通する前にやっ飛ばさうという形でJRと交渉を進めておりました。大方の金額も出ておったんですが、その後、東日本大震災がありまして、JRから材料が入らない、とても開通まで間に合わないからということでした。結果として、橋の開通後ということにはなったんですが、その後JRとしては、山口線とかいろいろまた被災しておりまして、なかなか、うちのほうの踏切を受託していただける状況にありません。近日中にしていただけるよう協議を詰めて、施工時期に合わせて道路事業で委託したいと考えております。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、歳入に入ります。歳入の11款から21款まで。

下瀬俊夫委員 105ページ、市有地の売り払いです。25年度の実績を見たら、市有地の売り払いが8件、2,800万円というのが上がっています。それから、法定外の公共物9件で452万円、金額がそれぞれ通常の年度に比べても大きいので、この内容について教えてください。

阿部管財課長 市有地の売却につきましては8件で、旧法務局の案件がそのうちの1,900万円ほど含んでおります。それから法人にそのほか1件売却をしており、個人には6件ほど売却しております。法定外公共物につきましては、1件ほど千代町1丁目にありました道路・水路の法定外公共物を法人に300万弱で売却しております。あとは、個人に8件売却しております。

下瀬俊夫委員 親切な資料が要るんじゃないかなと。できれば中身もあわせて出していただきたいと思うんです。

阿部管財課長 わかりました。早急に準備しましょう。

伊藤實委員長 後ほどします。

下瀬俊夫委員 今の市有地の関係ですが、これは入札ですか、随契ですか。

阿部管財課長 旧法務局の物件ですか。これは随契で売却しております。

下瀬俊夫委員 たしか、議会の附帯決議にもあったと思うんですね。公平な入札制度で売却すべきだということが附帯決議についていたと思うんですが、なぜ随契になったんですか。

阿部管財課長 土地の使用貸借契約を平成23年4月付で締結しておるわけですが、2年弱という契約期間で契約しております。その契約書の中で契約終了後におきましては売却しますという前提で、その土地を使用貸借させた経緯がありますので、25年4月に入りまして随契で売買契約を結んだという経緯になっております。

下瀬俊夫委員 そうすると、賃貸借の契約、基本的に売却を前提するような契約をするんですか。

阿部管財課長 ケースバイケースと思いますが、この場合は妥当ではないかということで、そのまま随契に移行したものと思います。

堀川総合政策部長 この土地につきましては、貞源寺第二保育園の子育て支援センター、この駐車場として必要だということで、管財課、そしてこども福祉課を交えて協議して、随契で売却するということを決定しました。

そういうような中で、当然のことながら、この金額においては審査委員会を経て適正な価格であるということで対応を図ったところです。

下瀬俊夫委員 これは、旧法務局の解体費用も入ってなきやいかんのですよね。たしか400万ぐらいのお金をかけて解体しているのですよね。本来であれば、解体せずにそのまま売却して、自分がやるのが筋ですよね。ところが、一方的に行政がやってあげて、その後、こういう賃貸契約を結ぶという、こんなやり方をしたら、結局、特定の団体に対する便利供与と見られてもしょうがないんじゃないですか。

堀川総合政策部長 そういう考えは持っておりません。

下瀬俊夫委員 どう言おうが、この法務局の解体工事、多分予備費でやられたんだろうと思うんですが、前年度にやっているんですよ。だから、議会在が附帯決議をつけたんです、そういう可能性があったから。議会の懸念どおりになってしまったんですよ。だから、あなたがそんなことはありませんとっても、私たちは大変大きな疑問を持っているんですよ。これはちょっとおかしいと思うんですけどね。

堀川総合政策部長 平行線になるかと思いますが、私どもは適正な価格で売却したという認識でおります。

杉本保喜委員 ふるさと寄附金についてお尋ねします。25年度はわかったんですが、24年度はどうだったんでしょうか。

芳司企画課長 ふるさと納税でよろしいでしょうか。25年度につきましては、ふるさと寄附金のうちの337万5,000円、前年度の24年度につきましては389万5,000円となっております。参考までに23年度が309万1,000円となっております。

杉本保喜委員 このふるさと納税のやり方っていうのは、以前にも大分問題になっているのですよね。もっとうまく地方の人がやってくれる形にすべきだという話も出ておりました。最近テレビで、よくふるさと寄附金、納税でこれだけメリットがありますよということを非常にPRされておるわけですよね。そういうところから、金額を見ると低迷状態ではないかなと思われるんですけど、26年度、27年度に向かって何かいいプランを持っておられるかどうか、その辺を教えてください。

芳司企画課長 ふるさと納税につきましては、これまでも説明してきておりますけれど、他自治体におきましては、いわゆる特典競争という批判ももちろんあります。そういった中で、本市とすれば、ふるさとを思い、納税していただく方の気持ちに応えるということで、従来のスタンスは今後も継続していきたいと考えております。その中で、この制度の周知、これをより図っていきたいということで、これまでのものに加えて、さらに市内企業で働いておられる市外在住者、こういった方々にも広く呼びかけていっているところです。なお、このふるさと納税制度をさらに活用していくという方向の中で、現在商工サイド、それから観光サイド、これらとも連携をとりながら、地元の名産品、特産品の販売促進といえますか、そういった紹介にも生かしていきたいということで、提供していただけないかという呼びかけも今、行っているところです。

長谷川知司委員 関連ですけど、ふるさと納税でよその市、町がいろんな特産品をつけているということは、要するにシティセールスの一環だと思うんですね。今後、それをされるというように理解していいわけですか。

芳司企画課長 今、委員言われたとおりです。特に予算化ということではなく、関係課と連携をとる中で、シティセールスということになるかと思いますが、その辺については積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

岩本信子委員 91ページの元気臨時交付金ですけど、厚狭小の屋内運動場に使われたってことを聞いていますが、1億6,000万ありますけれど、内訳がわかりますか。どのような事業に使われたか。

川地財政課長 みつば園スプリンクラー設置事業に2,329万9,000円、文化会館管理運営事業、下水道接続管で817万4,000円、厚狭地区複合施設整備事業4,883万9,000円、それから厚狭小学校の屋内運動場整備に2,586万円です。

吉永美子委員 87ページの証紙収入ですね、これはごみ袋の5円とか4円とか3円とかの分です。よろしいですね。で、これは当初基金に積み立てると理解していたんですが、その辺いかがですか。

佐久間市民生活部次長 現在は、基金に積み上げはしておりません。

吉永美子委員 当初は、基金に積み立てるという答弁があったように記憶があるんですが、それは考え方を換えられたということでしょうか。

堀川総合政策部長 この証紙手数料につきまして、ごみの分です。これについては、当然のことながら、そのごみ処理に係る経費について充当すると。ただ、基金をつくったとき、リサイクル、例えば缶とか段ボールとか古紙とか、そういう部分について一部を基金で積むという形で考えております。今回25年度につきましては、財政上の理由から積み立てておりません。

吉永美子委員 監査委員が出されている意見書の28ページで、一般廃棄物処理施設等整備基金に25年度5,360円。利息ですね。そうすると、この当初の考え方は継続されるということですか。基金積み立てという当初の考え方は変更なく、リサイクル分については今後も基金に積み立てていくということですか。

川地財政課長 この基金につきましては、特に26年度で新ごみ処理施設整備事業をやっておりますけども、この一般財源充当分に充当しようということで予算化をしております。したがって、26年度末には、この基金の残高がなくなりますので、今後、収入と支出の状況を見ながら検討していきたいと思っています。

吉永美子委員 以前申し上げた記憶があるんですけど、リサイクルの協力を市民に呼びかけるのであれば、これだけ皆様のおかげでリサイクルが進み、収入として上がってくるのでこういうふうに活用していますよっていうことを明らかにすべきであると申し上げたことがありますが、その辺についても全く示していかないということでしょうか。

佐久間市民生活部次長 市広報で毎月15日号ですが、リサイクルの収益金と証紙の売り上げの金額のトータルをごみ出しのワンポイントと一緒に掲載しております。

岩本信子委員 雑入ですが、ここに不納欠損と収入未済額というのが出ていますが、一体何に当たるのかお願いします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 不納欠損3,123万8,024円、これ

につきましては、生活保護費の返還金で収入未済となっております分で、本人がもう亡くなられたとか、もう身寄りがいなくて返済のめどがないというようなものを不納欠損で落としたものです。件数は132件、平成25年度末で不納欠損処理をしました。

岩本信子委員 何年で時効というのが、この返還金にはあるんですか。

伊藤健康福祉部次長 5年です。

岩本信子委員 それで、隣の収入未済額が7,100万あるんですが、これも全て生活保護の返還金ですか。

伊藤健康福祉部次長 ほとんどが生活保護返還金の収入未済額です。

岩本信子委員 生活保護費ですから、普通返還があったらできないですよ。生活保護から例えば天引きで引いて返還させるっていうわけにもいきません。逆にするから、逆に言うともう返還金は返さないでもいいんだという意識があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えられていますか。

伊藤健康福祉部次長 確かに生活保護を受けておられる方は、最低生活水準で生活をされておられます。それで、要は返還金が生じる内容といたしまして、収入がない、あるいは収入がこれぐらいだということで生活保護費を出してあったものについて、後日臨時的な収入が入ったとか、あるいは申告の漏れがあったということで、改めて後から生活保護費の返還を、その額に応じた額を求めるものであります。それで、なかなか一括で返還される方はおられません。資力がないということで、毎月2,000円とか3,000円とかそういう形でされますので、どうしても収納率が低いという状況があります。これから10年、20年で返済をすると言われる中で、そのうちお亡くなりになられるとかいうようなことがあります。最終的には、未納のままで終わるといような状況があります。

岩本信子委員 先ほど5年と言われましたけど、例えば2,000円とか3,000円ずつ返していっておれば、5年という期間はなくなるんですよ。

伊藤健康福祉部次長 返済していただく額によって、当然二、三年で終わる場合もあるし、何年かかってもというような場合もあります。

岩本信子委員 時効が延びるんじゃない。

伊藤健康福祉部次長 返還金額の額によります。二、三万返してくださいよっ
ていうことであれば、毎月3,000円ずつぐらいでも何年かで返済にな
ります。ところが、虚偽の申告をされて、過去の分がぼんと100万近
く出るような場合があります。そういった場合で、例えば2,000円、
3,000円払われるとなるとどうしても10年、20年、実際かかって
いくという状況があります。ただ、毎月払われる方に対しては、当然の
ことながら時効は成立しません。

下瀬俊夫委員 111ページ、福祉援護資金と住宅新築資金の件ですが、これ
の実績、それから未納者に対する対応、未納者がどの程度残っているの
か、これに対してどういう対応をされたのかお答え願いたいと思います。

柏村人権男女共同参画室主幹 平成25年度の福祉援護資金貸付金元利収入の
収納実績ですが、人数が6名、件数が7件、金額が決算書にありますと
おり19万937円になっています。住宅新築貸付金の元利収入が平成
25年度の収納実績2名、3件、収納金額が合計96万6,000円にな
っております。対応につきましては、滞納している方につきましては督
促状を出しております。また、電話や臨戸による催促をするなど収納活
動を行い、平成25年度に長期納付が途絶えておりました2名についま
して納付を再開していただくなど成果を上げております。

下瀬俊夫委員 2名が再開されたっていうのはわかったんですが、何名長期未
納者がいるのか教えてください。

柏村人権男女共同参画室主幹 滞納者全体で見ますと10名、13件ですけれ
ども、そのうち5名の方が長期滞納者です。

下瀬俊夫委員 福祉援護資金と住宅新築資金、それぞれに報告をお願いしたい
んですが。

柏村人権男女共同参画室主幹 先ほど申し上げた内容は、福祉援護資金貸付金
元利収入の滞納者です。住宅新築資金貸付金元利収入の長期滞納者はい
らっしゃいません。

吉永美子委員 先ほどの基金に関連してお聞きします。115ページ、リサイクル事業収益金が出ておりますが、これまで一般廃棄物処理施設等整備基金が26年度で終わるという中で、当然ながら環境課として環境問題に取り組んでいかれるわけですが、そのために、このリサイクル事業収益金の一部を環境に取り組むための基金として立ち上げられるお考えはないでしょうか。

佐久間市民生活部次長 今後財政当局等と検討、研究していくことになるかもしれませんが、現在、原課としては、その予定はありません。

吉永美子委員 その理由は何でしょうか。先ほどの証紙もそうですけど、リサイクルも市民が協力をしてくれているからこそ成り立っている収益です。その一部を、大きく言えば地球のためですけど、環境を守るために取り組むものとして積み立てていくということ自体、なぜ考えられないのかお聞きします。

佐久間市民生活部次長 ごみ処理全体に対する処理経費は、膨大な経費がかかっておりますので、これだけを取り上げてというような考えは、今ありません。この収益も本来の一般廃棄物の収集業務なりの財源というわけじゃないんですが、それに組み込まれているという認識でおります。

岩本信子委員 115ページの一番上のところの市民まつりの残余金ですけど、この残余金というのを雑入で載せるのかなと思ったりするんですけど、市民まつりの残余金について説明をお願いします。

石本協働推進課長 この市民まつりの残余金ですけど、市民まつりを休止にしたことで24年度の繰越金等がありまして、その辺をどう使うかプロジェクト会議で話をされて、今後市で活用していただくということで、こういう形でなっております。

岩本信子委員 それともう一つ、民生の雑入で476万8,000円があるんですが、これどういうものが入ってくるんですか。

川地財政課長 ほとんどが公立保育所運営費市外措置分です。

長谷川知司委員 83ページ、図書館使用料ですが、中央図書館の2階のホールの使用件数がわかれば、件数を教えてください。

和西社会教育課長 今手元にはありませんので、調べて報告させていただきま
す。

長谷川知司委員 文化会館使用料、85ページ。これで、大ホールの使用料で
イベント業者とかがやっている使用件数をあわせて教えていただきたい
と思います。

河口文化会館長 大ホールの利用件数は163件です。これはいろいろ業者も
ありますし、主催者で借りていただくということで163件あります。
業者は、ちょっとわかりません。

伊藤實委員長 文化会館の使用料についてですが、大ホールの場合、前の利用
者が使っていたと。で、夕方5時からだけど、実際にはもうその使用者
は3時ごろには終わって撤収も終わったと。そうした場合に、大ホール
自体の切りかえですよね。ホール内は入ってはいけないということはわ
かるんですが、裏側の楽屋等は全然作業には支障がない。で、後から借
りる人たちとすれば、少しでも早く準備したいというようなことがある
わけですが、そういう状況下においても一切使わせないのか、その辺に
ついてはどうですか。実はこの間そういう事例があって、利用者から苦
情があったんですが、その辺はどうですか。

河口文化会館長 基本的に時間使用としています。9時からお昼まで、13時
から17時まで、18時から22時までという区分をしております、
それぞれの区分の中で準備から後片づけをお願いしたいということで、
各利用者に申し上げます。前のところがあいているからというこ
とで使用すると、その前から料金を発生しないということで、利用の仕
方がまちまちになってしまいますので、基本的には、その時間を守って
いただき、5分、10分というのはいろいろな状況ありますので、その
辺は対応していきますが、基本的には利用料金が発生しておりますので、
その時間を守っていただきたいということでお願いをしているところ
です。前があいていた場合に少しでも早く準備したいというお気持ちは大
変よくわかります。そこをやってしまいますと、ほかのところでもこう
いう事例があったじゃないかということで例が出てしまいますので、大
変申しわけありませんが、そういう対応をさせていただいているとい
うのが現状です。

伊藤實委員長 そのときに、文化会館の関係者、館長なり職員が言われるんならいいけど、業者から相当苦情を言われたわけよ。業者にそういう権限があるの。

河口文化会館長 そのお話も聞きました。大変申しわけなかったとここでおわび申し上げますが、基本的には、考え方としては同じ考え方を持っておりまして、職員も業者も「今、掃除の時間だからちょっと入れませんよ」とかいうこともありますので、言い方が悪かったということに対しては深くおわび申し上げますが、考え方は一緒ということでお願いできればと思います。

和西社会教育課長 中央図書館の使用実績ですが、40件ほどです。

長谷川知司委員 中央図書館の2階はすごく使いやすく、いろんな形で使われていいと思うので、今までいろんな規制があったとは思いますが、今は申請については、ほとんど許可という考えでいいですか。

和西社会教育課長 今まで規制があった云々の話につきましては、その規制の内容ですが、例えば日中にピアノを弾きたいという要望があったりするのは事実でして、そのような場合、ちょっと遠慮いただくという形での貸し出しは行っておりますが、通常図書館の営業に支障がないと判断される場合は貸し出しを行っているという状況です。

伊藤實委員長 それでは、歳入について審査を終わります。ここで暫時休憩して35分から自由討議に入りますので、執行部におかれましては、また午後から御案内をしますので、よろしく申し上げます。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続きまして再開します。3日間皆さんお疲れさまでした。それぞれの事業について議論していただいたわけですが、委員の中でもっと議論を深めて、そして、執行部へ提案、要望する事項等もあると思いますので、そのことについて自由討議をしたいと思います。最初に、それぞれ考えてはいらっしゃると思いますが、一般会計予算で48事業あったと思いますので、私のほうからもっとした

ほうがいいというのを提案して、そのことについて議論を深めたいと思います。最初に、3番、4番が若干関連するんですが、若者交流推進事業、これについて、るる議論はしていただきましたが、自由討議で取り上げるかどうか。若者交流事業についても、最初は民間にプレゼンでというところで、最終的には、山陽小野田市若者交流推進委員会を組織して、先ほど執行部の答弁でわかったように、公募も70歳以上の方が入って、ほとんどが60歳以上の方がされているという実態です。アンケートの結果は、まあまあよかったがほとんどだったので、執行部の答弁では、おおむね成功みたいな感覚ですが、実際にはいろいろと日時の設定や手法についてどうなのか。それこそ民間に任せたほうがいいんじゃないかという意見もあったと思いますが、若者交流事業。それから、JR美祢線の関係、24、25、それと29の観光懇話会。それと43の豊かな体験活動と46の放課後子ども教育事業。ほかにあれば言ってもらえますか。（「20」と呼ぶ者あり）二次救急ね。（「37」と呼ぶ者あり）江汐公園ね。（「39」と呼ぶ者あり）39、はい。（「補助金の関係で自治会事務費、ここの中の事業にはないけれども、結構ありましたよね。そういうのは、どう取り扱ったらいいですか」と呼ぶ者あり）それについては、自治会事務費補助金の明確な会計処理指導及び支出方法を公明にするというような、やはり、そこはやっぱりしないといけないと思っています。（「それも入れてください」と呼ぶ者あり）はい。

下瀬俊夫委員 27、バス路線。

伊藤實委員長 バス路線。（「あと8番」と呼ぶ者あり）そんなものでしょうね。それでは、順を追って4番から行きますね。若者交流事業について。

吉永美子委員 26年度から総合計画の中に転入促進が入って、そこにいわゆる婚活支援と入ったわけですが、この思い入れというんですか、そこがかなり違う。特に市長ですが、違う気がします。誰が何を言ったって、これ婚活支援ですけど、がつがつしたようなという答弁を一般質問の中でされたり、イメージとして持たれているものが違うのかなと思います。だから、まさに結婚をしていただく、かなえば山陽小野田に定住していただくという、それを目標にやっていくわけですから、それを何かがつがつしているというふうになると、本当に若者が単純に、何ていうんですかね、遊ぶというか、お友達をつくるというぐらいのものであれば、あえて言いませんけど、あくまでも婚活支援だから、このやり方

は今の上では限界が来ると思っています。それで、最初のときに出ていた、プロポーザルで業者にとり、あれを進めてほしかったですね。それもまた、委員が若い人たちが集まって若い視点でやっているんならまだいいんですけど、皆様御存じのとおりところで、高齢者支援なら私もそれでいいです。だけど、若者支援だから、これは絶対にやり方を改めていただきたいという思いを強く持っています。（「私も」と呼ぶ者あり）

下瀬俊夫委員 いわゆるリピーターの件で、男性は四、五人いると。女性は一人いたけど、ほとんどいないわけですよ。結局、女性からも敬遠されているわけですよ。答弁の中では、いわゆる頼み込んで出てもらったということはないと言うんだけど、僕の聞いている範囲では言って回っているんですよ、「出てくれ、人がいないから」と。これでは、とても格好にならないと思うんです。だから、僕は基本的にこの評価については大変厳しい評価をつけました。もう行政がやるべきではないと。行政から離してやるべきだと考えます。

岩本信子委員 26年度の1回目は中止になったとかいう話は聞いたんですけど、やはり委託に、専門的なコーディネイトができる人たちにお任せするほうが、私はベストだと思います。本当に婚活を進めていくんだったら、やはり今のやり方では違うと思いますので、委託事業とすることを進めます。

下瀬俊夫委員 転入促進ですよ。ふえたら財政がかかってしょうがないみたいな話、基本的な姿勢が違うんじゃないかと、これに取り組むね。金がかかって当たり前だという考えでないと、これをやってはおかしいですよ。そういう点でやっぱり姿勢から問わなきゃいけないと思いますね。

岩本信子委員 それとPRのチラシを新幹線の厚狭駅前、この辺の人は行かないにしても、福岡の人たちが来て、家建てて、1時間範囲じゃないですか、通勤範囲じゃないですか。だから、やはり福岡の駅の商工会議所、どこでもいいんですけど、そういう転入促進のチラシを持っていくとか、そのぐらいの意欲があってもいいような気がするんです。安いですからね、あっちに比べたら。で、通勤が1時間以内ですよとか言って、PRの仕方があるんじゃないかと思うんです。

松尾数則委員 私も岩本委員の意見に賛成です。そして、若者交流ですが、これは下瀬委員が言われるとおり、市のやるべき仕事ではないという気は

しています。

長谷川知司委員 執行部がいるときに、チラシの配布について市外の人の納付書に入れたらというのを言って、まだ返事が返ってきてないんですけど、ああいう発想が全然ないんですね。ただ、チラシをつくってやればいいという考えだけだから、ちょっと発想が弱いなと思います。

吉永美子委員 事業評価としてすごく問題だと思ったのは、コスト効率の検討が必要ということで、金額を下げたり、出す期間も短くしたりとかいうことを考えているということでしょう。ということは、この転入促進事業そのものが本当に効果のあるものにはならないということですよね。根本的に考え方が間違っている。縮小するのであれば、この事業をやめたほうがいいです。

伊藤實委員長 実際皆さんも感じられたと思いますが、今回、我々も評価しましたよね。その評価項目が妥当性、効率性、有効性ですが、すごく書きにくかった。この事業は継続なのに金から入るから、ちょっとおかしい方向になる。評価方法を変えないといけないなど、これは共通認識です。

岩本信子委員 わかる。

伊藤實委員長 お金のことは今回入っていないと言いながら、そういう項目は入っているわけよ。実際には負担の適正化とか、そういうところになるわけであって、この事務事業評価をもう一回見直さないといけないところは委員長報告で言おうとは思っています

河野朋子委員 25年度は24年度に比べて一応改善されていますよね。いろいろ問題があるから変えようという姿勢は、一回評価しないといけないと思うんですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）これに取り組んで、まだ数年というか、まだまだ試行的な段階なので、まずそういうところは評価して、今回、さらにまた課題とか変えるべきところが出てきたんだったら、議会として具体的にどういう部分に問題があるということをやちゃんと指摘して、それを改善してもらおうようにしないと。ちょっと全般的なことになりますけど、事業評価を中心に決算を何年かやってきて、評価シートもこういうふうに変更されてくることによって、本当に事業の意味とか中身を議員としても深く見ることができるようになったことはすごく意味があるので、この事業評価自体はさらに進化させていかな

いと意味がないと思います。

下瀬俊夫委員 転入促進ですが、ふるさと納税とも関連があると思うんですね。というのが、阿武町の経験で見ると、阿武町は唯一あの地域で合併しない町として残ったわけね。今、皆さんがどう思っているかいうと、合併しないでよかったって言ってるんですよ。実は、阿武町出身の方が、関西とか関東のほうから定年して帰ってきているんですよ、阿武町に。日常的に地元出身者に対して広報なんかをずっと送っているんですよ、阿武町は。そういうことも含めて、定年後は地元に戻りたいという空気をつくっているんです。そういう点では、確かによそから来てもらうということも非常に大事だけど、同時に地元出身者が都会から定年後に帰ってこようという、こういうのをもっとやる必要があるんじゃないかと。そういう点では、ふるさと納税を含めて、いろんな方法があるんじゃないかなと。例えば、さっき言った広報をもっと積極的に送りつけるとか。そういう地元のアピールはいろんな形でやるべきじゃないかなと思いますね。

杉本保喜委員 この転入という言葉は、定住に変えるべきであると思うんです。転入はしてきたけれど、何年か住んで、余りよくないということで出ていくとなって。今まさに下瀬委員が言われたように、ムードづくりというのは、やっぱり市民一人一人にあると思うんですよ。阿武町が「いらっしゃい」、「おいでませ」の形、これをやり始めたのは、もう十数年前ですよ。ダムに行く手前のところに住宅をつくって、そしてある程度の土地も提供しますよと。そういうようなことを根底からやっているんですよ。そういうようなことがあるから、結果としてよそに出ている人も帰ってこようかというムードができてくると思うんですよ。だから、この転入奨励金、それから若者定住と別々にやるのではなくて、やはり総括的に見て盛り上げる形はどれが一番いいかという、そういうプロジェクトをつくって、全体的に持っていくというようなことを早くやるべきだと思うんですよ。

岩本信子委員 まさに杉本委員のおっしゃるとおりで、定住促進ということを図らないといけない。そうすると、課をまたがって、例えばこども福祉課とか、それから住宅もあるし、それから土地のほうもあるし、そういう課の連携でその定住促進を図るという発想をしていかななくてはならない。だったら、そういうプロジェクトチームみたいなのもつくって、どういう企画で、どうするかとか、そういうところまでしなくては、ただ、

この転入促進をやります、この住宅建てたら少し安くなりますとか、ただ婚活やりますとかじゃいけないと思うんです。全部のこの横のつながり、課をつながっていくという政策にしてほしいと思います。

伊藤實委員長 基本的には教育から地域医療から全部にかかわるわけよ。だから、単発的に1つだけしたって、余り効果がない。やはり人口を減らさないようにしようというならば、そういうことを含めて、抜本的に組織も考えながらしないといけない。

中村博行副委員長 皆さんとほとんど同じですけど、今やっているのが線になっていないんですよ。転入促進は、総務の中でも相当議論を交わして、やっと可決にこぎつけたというような状況もあって、それが今回の答弁では、先ほどから出ていますように、結局この数字が上がれば財政負担が大きくなると。で、それ以上に大きなメリットがあるというのがもう見えないんですよ。ですから、今言われたような転入で、今回の課題の中にもあるように、この市内在住の方にもそれを延ばしていったらという、これはすなわち定住につながっていると思うんですよ。そういった意味で、やっぱりこのあたり、そして関連する婚活のほうですけども、吉永委員が言われたように、本来これは結婚、そして出産というようにつながらないといけないものが、どうもきっかけづくりだけにしかなくてないという行政のこの事業のあり方が、やはり大きな問題があるんじゃないかと。矢祭町を含めて多くのそういう定住を含めた施策の中で、結局、子ども一人生まれたら100万円とか、二人目が幾ら、三人目が300万とか、四人目から500万とか、これ実際に企業でもされているようなところあるわけですよ。だから、そういった先を見越した施策じゃないと全然意味がないというような気がしますので、これは行政では、ちょっと限界があるかなというような気がしますね。

吉永美子委員 先日政策討論会やりましたよね。まさに、人口減少をどう食いとめていくか。そのときにお話が出たように、市が全体としてプロジェクトでやっていかないといけない。その中の大きな一つであるということを実感しております。それで、先ほど阿武町のお話が出ましたが、これを見て思ったんですけど、平成25年が57件。阿武町は、ホームページ見ていただくとすごくわかりやすく訴えているんですけど、その中に山陽小野田市から行かれたというのもあってちょっとショック受けたんですけど、東京から夫婦で来られたとか、いわゆる空き家バンクの分ですよ。だから、これもどこそこからうちに来られましたとか、どんど

ん出していったいいんじゃないですかね。市に対して57件ですとするんじゃないくて、57もの人がこうやって来てくれたんですよっていうところをもっとアピールするということを議会としても提言していくべきかなって思いました。阿武町を見ると「オー」と思いますよ。やっぱりイメージアップがすごく大事だと思いますので、やるんだったら縮小しないで頑張ってもらいたいってすごく思っています。

下瀬俊夫委員 4番目の若者交流で、ずっと聞いていて、やっぱりこの婚活、あるいはゴールインするまでというのは全部個人的なことだから、行政は関与しないっていうように思っているわけですよ。結局、若者交流と言いながら、その場を提供するだけという物すごく限定的に考えているわけですよ。だから、婚活のはずなのにゴールインなんて全く関心がない。これが最大のポイントで、こんなことは、僕は何の意味があるんだろうかと思うわけね。そういう点では、そもそもの発想が間違っているんじゃないかなと思いますね。

伊藤實委員長 それでは、3、4につきましたは、大体皆さんの意見が出たとしますので、まとめて伝えようと思います。それでは、昼になりましたので、1時から引き続き自由討議を行いますので、休憩に入ります。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

伊藤實委員長 それでは、引き続き委員会を再開します。それでは、8番のまち歩きガイドブック制作事業についての自由討議をします。

河野朋子委員 事業評価の審議中にも言ったんですけど、校区ごとにつくったマップがそれぞれの校区であると思いますし、それをいくつか見せていただきましたけど、かなりすばらしいものができていますので、今回のこの事業との整合性というか、やはり同じようなものがあるのに、また新たに予算をそこにつぎ込んで作成する必要があったのかということに少し疑問に思いましたし、これ自体の目的、結局何のためにつくったのか、事業の目的がわかりづらいというか、ただ地元の人がそういうことを知ってつくって、そこが目的なのか、それを利用して今からいろんな人に広げていくってことが目的なのかというのがよく見えないので、少し問題があるんじゃないかと思いましたが、皆さんはいかがでしょ

うか。

岩本信子委員 中身の内容にいろいろ問題はあるんでしょうけど、小項目を見ると、市民参加の機会づくりと基本事業の中に書いてあるんですよ。それで、問題は、ふるさと塾の参加人数が60で64名、これは少ないなと思います。例えば、市民参加の機会づくりにするんだったら、この辺の人数がもっともっとたくさんいたらよかったのかなって。ただ地図をつくる、観光マップをつくるということになれば、問題はいろいろあると思うんですけど、市民参加の機会づくりということに視点を置くと、この実績の人数は少なかったかなと思います。

河野朋子委員 市民参加の機会をつくるというのであれば、費用対効果からして、60人にこの金額というのは。目的が一体何だったのかをはっきりさせないと、今からこれを使って観光とかで情報発信していくとか、何か効果を期待するのであればそうですけど、やはり成果物を見たときに、ちょっと正直なところ疑問を感じたというところですよ。だから目的が市民参加ならやはりそれなりのもので、費用もそこまで必要ないんじゃないかと思ったわけですよ。

下瀬俊夫委員 本山地区の以前つくったやつを見ているんですが、大変丁寧につくってあると思うんです。いろんな観光地域もかなり網羅されていると、こういう先例を踏まえてつくられたのかどうなのか。全くこういうのが抜けているわけですよ。そこら辺で、やっぱり予算措置について私は疑問があります。それからもう一つは、「夜でもあさ」、このネーミング、実はパクリなんですよ。これは、幸月堂のネーミングですよ。これは事前に了解が得られたということですが、もう1個の地図のほうは事後承諾なんですよ。先般、担当が行ってお詫びをしたということですが、ちょっとこういう点でも著作権にかかわるような問題をつくった後に事後承諾するなんていうのは本来あり得んわけですよ。そういうことも含めて、やっぱりいわゆる税金を使ってこういうのをつくられて、それがいわゆる一般的に出すこともはばかれるような状況になってしまうと、ほんとにこれは何のためにつくったのかってことになってしまいます。そういう点で、こういうやり方について、再検討する必要があると思います。

松尾数則委員 このまち歩きガイドマップ、予算を見たときに、これはいいじゃないかと思ったんです。まさか、ただ、こんな成果物が出てくるとい

うことが頭になかったもんですから、今の成果物、おっしゃるとおり、あまり公の場所には置けないし、市民参加ってことが目的であるなら、例えばこれは2万8,000部もつくっているんですが、それだけの必要はなかったんじゃないかと思えますし、ちょっと検討する余地はあるかなと思っています。

伊藤實委員長 この「夜からあさ」、この地図、余りにもずさん、誰がつくったのか、厚狭の人間がつくったにしても、これはちょっとずさん過ぎるなど。これは厚狭の町には置かれないと思うんですよ。置いたら相当クレームが来るかなという印象は持ちました。この件は、委員長報告でもその辺の意見を踏まえて報告しようと思っています。

河野朋子委員 各家に配って、地元を改めて知るというんだったら今のように家に回覧っていうのはわかるんですけど、そういったものじゃなくて、この間の説明によれば、これで交流人口っていうか、交流のための情報にするっていうことで、空港など主要なところにも置くっていうことだったから。でき上がったものがそれにふさわしいのかどうかというチェックは必要じゃないかという意味で言っています。

下瀬俊夫委員 実は、予算審議のときに担当委員会として民福ではかなり議論したんです、この問題は。当初の目的が、いわゆるまち歩きガイドを養成しながら、市外の方、観光客にこれを使ってまち歩きのガイドをしてもらうという意図があるんだというのが予算措置ではあったんです。先日、成果物を見せてもらって、そのときの予算審議と全く違うものが出ていると思ったわけですよ。これはとても観光客に向かって紹介できるようなものではないと思ったんです。だから、そういう点では、当初の目的と市民参加で手づくりでやりましたっていう話とがかなりずれてきているんですよ。そこら辺で、当初の目的と違ったものが出ているんだったら、もう一度きちんとした総括がいるんじゃないかなと思います。

岩本信子委員 目的とは違ってきているっていう意味です。それで、もうここまでできてしまったんだから、あとの使い方としては、市民がほかの地区を知る、そういう資料として見るんだったら、見やすいのかなっていったことを言っているわけです。目的は、まち歩きマップで、ガイドさんを養成っていうことも聞いていますので、ちょっと違うなどは思ったんですけど、ここまで来たからには、そういう使い道をしないといけないんじゃないかということを行っているわけです。

下瀬俊夫委員 今議論しているのは、予算措置に対して成果物がどうだったのかっていう、これが基準なんですよね。でき上がったものがどうのこうのと、どう活用したらいいかって、それは別のことなんですよ。だから、事業評価について、ここできちんとしないと。活用の仕方はいくらでもある。当初予算の目的とその成果物、結果がどうなのかという観点からきちんとすべきだと思います。

杉本保喜委員 実は、私はその当事者なんです。私は、このふるさと塾の塾長をやって、結果としてはこの成果物をつくったということになるんですけど、皆さんの話を聞いていると、行政の説明がいかにも足りなかったかということを感じているところなんです。河野委員が言われる有帆の地図、今、このレベルに達しているのが本山と有帆で、それから高泊が今つくろうとしているんですよね。ただ、このたびのこれは、これをつくる過程で、自分の地域を知ろうということの一つの過程なんですよね。実はこれが予算化されていく過程においては、塾長の私も知らなかった。皆さん言われるようにこの地図はほんとに未完成です。これはあくまでもまち歩き、歩くことに使うということで、あえて説明書きを随分省略しているんです。観光検定ガイドブックをベースにして、まち歩きをしながら、その地図を見ながら歩いて連れていこうと。なおかつ、もう一つ大事なことは、連れて回るときに、地域の人たちも巻き込んで、よそから来られた人、市外に限らない。まさに岩本委員が言われたように、高泊の人が本山に行ったり、厚狭に行ったり、そういうようなことも含めて、お互いの町を知る。そして、お互いの町を知るためには自分の町をしっかりとっておかなきゃいけないということで、このまち歩きっていうのは、そもそもは埋もれている町の宝物を自分たちで掘り出してそれに磨きをかけようと、その過程において、自分の地域に対する誇りというものが生まれてくると。市民のみんながおいでませのスタイルをとれるか、とれないかっていうのは、自分の地域をしっかりとっておく必要があるわけです。だから、長門市のように、住んでくれたら10万円あげますよという形だけではやはりだめ、住んでもらったならば、地域の人たちが一緒に、じゃあ生活しましょうと、ここもいいところがありますよ、ああいうことも教えてあげますよというようなおいでませのスタイルをどこまでとれるかっていう、一つのこれは礎石にもなるわけです。皆さんが言われるように確かに未完成ですよ。これを成果物として評価するには非常に問題点が多いと、私も思います。ただ、これが完成品ではないということなんです。ことしのテーマは、この地図を見

ながら自分たちで歩いて、さらに案内をされる人たちの要望も含めて、そして完成に近づけていこうということなんです。それから、この手書きについては、非常に問題点が多いというのはそうかもしれません。ただ手書きのマップは、今、全国あちこちで流行しているんですよ。だから、観光協会や観光課がつくった地図と地域の人たちがつくった地図は別物という扱いでやっているところはいくつもあるんです。

下瀬俊夫委員　ふるさと塾の方針と行政の予算措置の目的が違うのであれば、先ほどの成果物がふるさと塾が自主的につくって自分たちが発行したというのであれば多分誰も何も言わないと思うんですよ。税金を使っているわけですよ。だからこれに対する評価が厳しくなるのは当然なんです。ふるさと塾の方針としてどうのこうのということではなくて、出た成果物が予算の目的に合致しているかという観点からしか見ないんです。そこがやっぱり基本的に違うんですよ。だから、ふるさと塾の方針を聞いているわけじゃないんです。

杉本保喜委員　それだからどうこうという話を私はしているわけじゃないんです。皆さんの話を聞いていると、かなり誤解されている部分があるから私は話をしたわけです。

岩本信子委員　これ手づくりでつくられて、ウォーキングマップっていう考え方、いろいろなところへ行ってもウォーキングマップっていうのはあります。これを今見ると、例えばAコース、Bコースとかいって自分たちのふるさとがこういうコースで何分かかりますよっていうことが示してあります。だから、ウォーキングマップっていう考え方でとらえると、私はそれなりに評価できるのかなと。というのが、今、健康増進課なんかでもウォーキングを勧めるとか、そういう施策がいろいろあります。で、ウォーキングマップで歩いてみよう、例えば、水仙まつりコースだったら2時間30分で走行距離6キロとか。だから、ウォーキングマップとして見るんだったら、これはこれで評価できるのではないかなと思います。ただ、まち歩きガイドマップ、事業として私たちが聞いたのと見るとでは、やっぱりちょっと違うのかなって思います。だから、ウォーキングマップだったら、これはこれでいいかなとは思いますがね。

伊藤實委員長　下瀬委員が言われるように、税金を使っているわけで、杉本委員が当事者で、ふるさと塾の思いとはちょっと違うということを言われても、決算委員会ですから、やっぱりこの成果物なんです。今、ウォー

キングマップと言われましたが、はっきり言って、厚狭の人はこんなところ歩きませんよ。歩きもしないところを書いているんですよ。実態とそぐわないですよ。杉本委員が「あ、予算がついたんか」って言われたけど、そこと思うんですよ。行政の事業概要、意図、目的がふるさと塾とは若干温度差があったのか、このような成果物になって、これ未完成と言われても、市民からしたら、未完成を出すなっていう話になるんですよ。やはり原課がもっと煮詰めて議論しながら、してないというか、安易なところがあったんじゃないかなと感じるけどね。これについても、それぞれ今意見が出ましたので、委員長報告で報告したいと思います。次、二次救急医療体制。

下瀬俊夫委員 先般の質疑の中で、二次救急を充実しようと思ったら、やはり常時、医師の2人体制が必要だということは、原課も財政局も認めているわけですよ。それを輪番制のときには2人体制をとるけど、それ以外のときはずっと1人なんですね。これがそもそも僕は間違っていると。だから、365日当直医の件費を確保しているわけですから、僕は病院側が間違った使い方をしているんじゃないかなと思います。市が考えているように、常時2人体制でやれば、もっと充実すると。そこら辺は、きちんとやったほうがいいと思います。

伊藤實委員長 今言われるようにこの事業概要の中にも、365日体制、二次救急に対応するという事になっているわけですよ。しかし、執行部の説明でいくと、ちょうど当番になったときしか2人体制になっていない。現実には2人でもほんとはなかなか手術とか難しいんだけど、でも、通常よりはそういう体制づくりをしているわけです。でも、365日ではない。目的外にやっぱり使っているという部分もありますので、やはりするのであれば365日2人体制するということは必要じゃないかと思いますが、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは、そのような報告をします。続きまして、JR美祢線と小野田線、両方関連がありますので。

下瀬俊夫委員 僕は、やっぱり熱意と企画がないので、抜本的に変えなければいけないと思います。

岩本信子委員 とにかく企画力が要ります。募集するか、例えば委託に出すとか、何かそういう形をとらないと。下瀬委員が言われるとおり、根本的に変えていかないと衰退するばかりだと思います。

伊藤實委員長 自分たちが乗るとか、乗らないとかいう次元じゃないと思うんですよ。それこそ全国から美祢線に乗りたいというようなことをしないで。だから新幹線を活用、そこに持っていくというようになるわけだから。と同時に全国に発信というか、そういうビジョンで考えないと、みんなが、職員が乗るとかじゃなくて、それも必要だけど、それこそ杉本委員や岩本委員が言われたように、増便、ああいうことは普通の人、知らないんです。だから、そういうことも可能ということをPRしながら、それ以上に全国に発信できるような企画、思い切った企画をすべきじゃないかなと思います。

岩本信子委員 生活路線を守るというよりも、観光にシフトを置いていくということを言ったんですけど、賛成してもらえなかったようなんですけど、でも、基本的に考えるんだったら、生活路線っていうのは、通勤で何人って大体決まってくるじゃない。それじゃあもう発展はないのはわかります。通学もそうです。そうじゃなくて、観光という一つの資源としての見方で企画していくって、それを推し進めていくべきじゃないかなと思います。

杉本保喜委員 以前にも言いましたけれど、美祢線活用においてうちが発展するためには小野田線と直結するとか、イベントをこっちでやって向こうの人に来てもらうとかいうことを考えなきゃいかんわけですよ。今、長門は長門で、美祢は美祢でやっているからっていう話がちょっと出たんですけど、確かに、美祢線を利用するための特典っていうのは、長門や美祢は非常に大きく考えています。例えば、美祢の場合はさくらまつりのときに美祢線を利用してくれた人は500円の商品券を出しますとか、それから、湯本温泉の入浴無料とか鍾乳洞の割引とか、いろいろ美祢線沿いにあるものを利用できる形をとっているわけです。ところがうちの場合は厚狭ともう2カ所しかない。そうすると、当然、小野田線と直結するなり、直結して乗ったならば、こちらのクーポン券をもっと弾むとか、そういうことをまさに全体で考えて引っ張り込まないといけないと思うんです。そのシステムづくりをまずやらないといけないと思うんです。

伊藤實委員長 企画力という話もあったんですけど、言ったらきりが無い。やっぱり執行部にその辺の思いも感じられなかったし、やっぱり人任せ的なところもあるので、やはりもっと本腰を入れてするという部分ですよ。

下瀬俊夫委員 来年のNHKのドラマ。会津若松に行ったときには、八重の桜があって、町の中をあのポスターで埋まっていたんですよ。そういうイベントに関連して、あのドラマを利用するというか、萩が今後脚光を浴びてくると、美祢線をどうするかとか、新幹線をどうするか、やっぱりそういう関連づけた何かイベントがいるんじゃないかと。

岩本信子委員 小野田線と美祢線を一緒に考えている人が多いんですけど、美祢線はやはり瀬戸内海から日本海を結ぶっていう、これ1本しかないですよ。そういうのを売りにしないといけないんですよ。山口県がいかにか海に囲まれているかを示すのは、この美祢線ですよ。それで、小野田線を一緒について言われるけど、小野田線はまたちょっと違うのかなと。生活的なものといろんな部分があるから、小野田線は小野田線なりの、私は小野田線を廃止して、あそこをウォーキングするとか、自転車で行く道路をつくるとか、そういうことを思っているんですけど、でも、それはそれでいいんですけど、美祢線は美祢線で考えたほうがいいんじゃないかっていうこと。

伊藤實委員長 いろいろ考え方はあると思いますが、要するにもっと原課のほうも本腰を入れてしないといけないと思うし、これは観光事業とも連携しながら、やっぱり交流人口という面もありますので、もっと本腰を入れるべきということだと思います。

中村博行副委員長 とにかく、このままではじり貧だっということは皆さんも、皆確認済みだと思うんですよ。そのあたり、今いろいろ意見はあったし、そして企画、アイデア、こういったものが、やはり限られているとか乏しすぎるというような感じがしますよね。今の体制でこれをどうにかしようというのは不可能だと思うんですよ。ですから、そこから抜け出て、ほかをもっと研究してほしい。例えば、もう廃止寸前のローカル線で列車の中の装備を変えたり、地元の食材を使った高級な弁当をつくったり、そういった特別な列車を企画して、大成功に導いているところがたくさんあるので、そういったところの研究も含めて、行政に対して、もうちょっと改めてほしいというところはあります。

岩本信子委員 やぱり観光として見るのならすごくいいものがあるから、県への働きかけっていうのもすごく大事なんじゃないですか。

伊藤實委員長　そうですし、やっぱり基本は地元ですよ。地元の熱意があって初めて動くんであって、こっちが何をしたいか決まらないのにお金だけちようだいじゃだめなんですよ。やっぱり熱意と思います。

杉本保喜委員　小野田のほうは住吉まつり、厚狭のほうは寝太郎まつりという非常に歴史的な祭りがあって、これをバックアップする形で呼び込み体制をつくるというのも一つの手だと思うんですよね。

伊藤實委員長　そういうのは実行委員会でいろいろな案を出し合いながら、十分可能性はあると思いますので、そういうことにします。それでは次に、地方バス路線の関係。

下瀬俊夫委員　もうこれははっきりしているので、地域連携計画を計画どおりにきちんとやれと。これを見直すのであれば、きちんと見直して、デマンド交通の位置づけ、それから市街地でのゾーンバス方式にしろ、降車方式にしろ、いずれにしても有効な手段はきちんととらないと、例えば、山陽地区から小野田に向かっていくのに非常に不便だと。それから小野田内でも不便だと。それをああいう立派な計画があるのにそのままに置いておくということ自体が大問題だと思いますので、これを早急に実現に向けて具体化をするということが必要じゃないかなと思います。

杉本保喜委員　地方バス路線の維持対策、これもあわせて、地域のいわゆる公共交通のあり方を全部洗い直す必要あると思うんですよね。そうしないと、3つの核を持って云々っていうことで出発しているんですから、この3つの核が有機的に動いているかということですよ。

伊藤實委員長　公共交通については、合併後ずっと言っていますよ。それで、法定協議会があって、そこにバス会社、利害の関係者等いろいろあって、やはりなかなか改革が進まないんですよ、やっぱり、どうしても。だからそこを抜本的に変えないと、今の体制ではいつまでたっても一緒だと思いますよ。

杉本保喜委員　まさに、言われたとおりですよ。既成の路線がすでに赤字体制でずっと来ているっていうことは、もう今のままじゃだめだっていうことを物語っているわけですから。

伊藤實委員長　そこを行政はなかなか今のバス会社に言えないというところも

あるわけですよ。やはり利益が出るような路線にしたい、そこをほんとに真剣に考えてないんじゃないかと思うんですよ。

松尾数則委員 この件については、産建として重点課題の一つだと思っておりますので、これをきちんとしてないと、デマンド交通あたりも含めて、決していいものはできないと思っていますので、頑張っていきたいと思っています。

伊藤實委員長 産建で所管事務として継続で、どんどんやってください。それでは次、観光懇話会。

河野朋子委員 懇話会については、昨日の説明でいけば、審議会ではない、私的諮問機関って言われました。私的諮問機関の扱いがあまりにも違いすぎるんじゃないか、何を基準にそうしたのかってことで、行政側の基準の曖昧さ、これは大きな問題だと思いますので、きちんと評価すべきだと思います。

伊藤實委員長 それでは、今の観光については、先ほどの私的諮問機関との部分と報酬の部分について、はっきりさせないといけないので、委員長報告並びに附帯決議でも、やはり出そうと思います。それでは、次、江汐公園。

吉永美子委員 やっぱり、事業者の基本的な考え方がちょっと理解できないところがあるんですよ。シルバー人材センターとこの会社等が出て、点数の部分についても見せていただいたんですけど、やはりこちらを高く評価されて、ここが指定管理という形で今管理をしているんだけど、事業評価の快適な公園環境の整備というところで、やはりちょっと看過できないところがあるのかなって思うから、市としては、ちゃんと検証して、専門的な視点をもっておられるということですが、市民が感じるものと業者が感じるものがちょっとずれているんじゃないのかなって思ったんですよ。議会としてもしっかりチェック機能を果たしていかないといけない事業なのかなって、改めて思っております。

下瀬俊夫委員 シルバーの時代と、この業者になって以降、がらっと変わった。何が変わったかという、自然公園に対する考え方が基本的に違うんじゃないかなと。きょうの答弁を聞いて、行政側が、例えば薬剤散布の問題にしても、これ一般の利用者が感じるわけですよ、において。そんな

散布をしていることについて、行政側が仕方がないという対応をしているという、これに実は僕はびっくりしたわけです。本来、自然公園であれば、除草剤なんか薬剤散布はまず避けるというのが通例ですね。きょうの答弁では、セイタカアワダチソウだからまいたんだって言い方をしました。僕は、江汐公園、時々行くんですが、セイタカアワダチソウがそんな群生しているようなところがどこにあるんだろうかって思ったんですよ。そのためにまいただけじゃなしに、何かほかのところにもまいているから、それをとめたってということなんですよ。基本的にみんな雑草退治に使っているんかなって実は思ってしまいましたよ。で、基本的な姿勢が違う。だから、やっぱり行政に責任があるんじゃないかなと、逆に思いました。業者がそういうことをするのもやっぱり行政が甘い対応したからだと思っていますので、もう一遍自然公園に対する基本的な姿勢、位置づけ、これをきちんと行政が持つておかないと、変な業者がああいう格好で請け負ってしまう。これはやっぱり変えなきゃいけないんじゃないかなって思います。

岩本信子委員 今言われたように自然公園というものがどういうものかということを中心に原課が示すべき。どういう基準が自然公園の基準なのかっていうことを検討してもらうことをお願いしたいと思います。

杉本保喜委員 コスト効率のところ、3年契約で毎年委託料が減少することになっていることに特に私はこだわっているんです。各市町、指定管理者制度をとっています。最近、この指定管理者制度にいろんな問題点が出ていますけど、基本的には、しっかりした、この仕事においてはこういうものは絶対にやるんですよという、いわゆる項目表みたいなものをつくって、それが履行されているかを見る、これがモニタリングです。市と業者と、それから市民、その三者がしっかりやった上で次の業者を選ぶというのが普通の形ですけど、3年契約の中で、毎年委託料を減らして、減らした分はあなたたちでもうけてもいいですよっていうシステムが、本当にあの広い公園をあれだけの人数でこなしながら、もうけを出せるのかなというようなところに、非常に疑問を持つわけです。なおかつ、維持していると言いながら、除草剤をまいているとか、一般モニターからの意見をどのように市側が捉えているかというところ等、問題点が結構あると思うんですよ。だから、この江汐公園では、バラを殺してしまったということについては、たまたま病気だったのか、それともサボっていて病気が発生したのかということも定かでないというところから、専門家をすぐに派遣する体制を市がとっているとか、

もし業者がそういう専門的なものがないのであれば、その辺のフォローはどうなっているかというような問題点が非常に多いと思うんです。

伊藤實委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。この指定管理制度にはいろいろと問題点があるように感じますので、その辺についてはまとめます。それでは、次、高齢者向け有料。

吉永美子委員 ほかの委員は、あの説明で納得がいていますか。バリアフリー、緊急通報装置などを設置した高齢者住宅が不足している。だから補助というか、つくるんですよって言っているんだったら、なぜ、そこに住み続けることができない可能性のもと、そこを何とかしようっていうことがないのか。この点は、以前より要は家賃が上がる、このことに対して何かできないのかって申し上げていて、福祉のほうで何かするんじゃないですか、みたいな感じで、だからこそ、この事業はちゃんと建築住宅課で完結をするべきだときょうはあえて申し上げたんですよ。六万数千人の人口で六万人に当たれって言っているんだったら不可能ですって言われてもしょうがないですけど、50戸ですから、なぜしようとならないのかっていうのがすごく不思議なんですよ。何とか対応してあげようという思いが見えないのが大変残念ですが、ほかの委員はどのように感じられるかなと思うんですけど、いかがですか。

伊藤實委員長 さっきの話を聞いていても、全然人ごとよね。もう10年契約だからって、それだったら、裁判起きないですよ。市としては、一応ここで上がりますよって、事前に、少なくとも3カ月、半年前には通知をする。それによって、どこかにかわるのか、家賃が上がるからその分切り詰めようとか、いろいろな話になるわけであって、その場になって上がるの、では事は大きくなるわけ。そういう対応もないし、極端な話、国庫支出金と県支出金がゼロになっても、市の一般財源を350万円出しているなら、それを継続すれば、補填できるよね。だからいろいろシミュレーションを考えるなり、そういうこともやってない。やったけどこれだから無理というならわかるけど、そういう検討すらしていないというのは、問題じゃないかなと感じたけど。

杉本保喜委員 委員長が言われたように、まさにそうだと思います。10年たてば、その後安くするというような、常識的なものがありますよね。今度は国庫支出金がない分を安くするという手もあると思うんですよ。それから根本的には、バリアフリーや緊急通報装置、これは早い話、物

理的なもので、ほぼ永久的なものと考えていいですよ。だから最初につくってしまえば、もう後はこれに手がかかるというのは、維持管理だけの話になるんですよ。だからここでも、10年過ぎる前に、その辺の発想の転換をして、もうこの補填をしなくても、業者がしっかりやっていくという形に持っていくような施策を考えるべきだと思うんです。

吉永美子委員 高齢者向け有料賃貸住宅というところで、安心感があって入ってこられるわけじゃないですか。隣に医院がある。で、医院が撤退しても今までの家賃ということで、この辺、撤退されて問題がないのかって聞いたんですよ。いや、なくてもいいんですよって、市は言うんですよ。今つくづく思うんだけど、撤退した分、市が何かできないのか、市がもうしませんということで結論づくのであれば、今度は交渉として、やっぱり家賃を下げてもらえないかと、隣の病院がない分、安心感が消えるんだからってということで交渉してもらえないかなと思っているんですよ。そうすると、市は出さないけど、本人の負担は減るということになるけど、結局は何も考えてくれてなかったんだらうなっていうのが、きょうの事務事業評価シートを見ても、わかるんですよ。随分前から言ってきたことなので、これは。だから、議会としては、市が前に出て何かしらの手立てをするように頑張ってもらうような押し上げをする意見を出させていたいただきたいと思っております。

伊藤實委員長 それはしっかりと委員長報告の中に含みます。

吉永美子委員 私としては、終わるごろに補助の具体的なことを知ったということ自体ちょっと恥ずかしいなと思いましたが、そうなることがある程度予測できるのであれば、早い時期に事業に対して議会としての意見をもっと早く言うべきだったんじゃないかって、個人的には反省してはいますけども、言われることはわかるけれども、この制度としては、限界っていうか、国の制度を使っているんで、どちらかといえば市がそれに振り回されるっていうか、最終的には入居している高齢者の方が振り回されるっていう形になったのかなっていう、残念ですけども、そういうことがある程度わかった時点で、こういうことに対して市はこうしてほしいとかいう早めの対応を働きかけなかったことが議会としての反省点として、今自分は思いましたし、余り細かく民間業者がこうしてあげたらどうかっていうことに行政がどこまで入り込むかっていうことも、ある程度、見極めも要るんじゃないかと思いました。

岩本信子委員　こんな言い方をしたら大変申しわけないんですけど、最初から、10年たったら補助金がなくなるということはわかって入ってらっしゃると思うんですよ。普通の賃貸と同じってようなことを考えれば、さっき一般財源で少し補助するかっていう意見を言われたんですけど、それはやはりないと思うんですよ。やはり10年っていう契約で入られたっていうこともありますので、入られた方の責任っていうのもありますので。私もこれにかかわったんですよ。それで、何でこんなものと思ったんですけど、結局、建てられる方がこれを使って建てたいってことで建てられる。それで、利子の補助があったから、お願いされているんですよ。だから、施工者には問題があると思うし、市はここまでしかなれないのが限界じゃないかなって、私は思います。

吉永美子委員　ちょっと、一言申し述べたいんですけど、それでは、これまで予算書、決算書でずっと上がってきたわけじゃないですか。その中で、どなたも言わなかったですよ。私がわかった時点で担当課に言い、多分予算のときにも私言ったはずですよ。やっぱりその辺を入居者はわかっていたはずだということになって切ってしまうまいでほしい。議会自体にも責任があるんだから、それは持ってほしい。

伊藤實委員長　その件につきましては、吉永委員が言われるように、そういうことに気づいて一応言ったと、しかし、原課が何もしてないわけよね、はっきり言って今。原課については、さっきも言ったように、いろんな検討をしたけど、もう仕方ないんだったらあれだけど、全く動いた形跡もないようなところがありますので。

吉永美子委員　それと、担当課が建築課、本来、ソフト面とかを考えるのは福祉課ってところの縦割りっていう弊害もあって、連携がとれてなかったってということも、やっぱり一つ原因があるのかなと。

伊藤實委員長　だから、連携をしないといけないのに、それすらやってなくて、お互いがぬすり合いの現状、どっちかするだろうみたいなところがあったので、そういうことも含めて報告したいと思います。

吉永美子委員　建築住宅課では、福祉と話をするって言われていたんですよ。だけど、言われるように、多分建築は高齢者のことは福祉だと思っていたことは事実だと思います。だから、何で建築が受けたんだらうって改めて思ったので、お隣の市を調べても土木なんですよ。だからそういう

流れができてしまっていたのかなって。本当は高齢者のための施策だったんだから、福祉にやっぱりかかわってほしかったなって思っています。

伊藤實委員長 わかりました。それでは今の件は委員長報告に含みます。次に豊かな体験活動推進事業、これは一応事業終了ということになっているわけですが、はっきり言って、県の支出金がないから一般財源で出しましょうという気がないあらわれだと思いますが、この計画を見ると、負担額にしても1人1万5,000円で2万円も要らないような状況ですよ。で、いろいろ学校指定もあるんでしょうけど、いろんな手法を考えながら、市内の小学生、中学生にこういう体験をしてもらうというのは、すごく大事ではないかと思うので、財源を投入してでもすべきではないかと感じました。

岩本信子委員 県事業ということで始めているんですけど、いい事業なら、これはやはり単市で、県ほどしなくてもいいんですけど、山陽小野田市には農村も漁村もあります。きらら交流館の宿泊施設もあります。そういうものを利用して、いい事業だったから、単市で何とか続ける、別のいろんなやり方があると思うからやりましょうというぐらいの意欲が欲しかったです。とてもいい結果、報告が出ているんだったら、ぜひそれを推し進めてほしいなと思います。

下瀬俊夫委員 これは、うちの子どもがよそに行ったときの補助事業ですが、僕はまだまだ自然環境が残っているこの山陽小野田市で、都市部の子どもたちを受け入れるとか、何かもっと別の発想も要るんじゃないかなと思います。

伊藤實委員長 いい意見だと思います。

杉本保喜委員 下瀬委員が言われたように、何も単一の学校だけでやらなくてもいいと思うんです。それからもう一つ、山陽小野田市の教育委員会が秋吉台に連れて行って1泊してという行事もやっているんです。何もわざわざ秋吉台に行かなくても、今言われたようにきらら交流館でも宿泊できるんだから、そういう活用の仕方もある。それはそれとしても、やはり今言われるように、交流というのが非常に子どもたちの情操に役立つんです。だからそういう意味で、これをひとつの起爆剤として、もっと発展させたものによって、お互いのまち、村がわかる、理解し合うというのは非常に大切だと思いますので、進めるべきだと思います。

ます。

中村博行副委員長 委員会の答弁の中で、教育長が市長に進言されたということもあったように、教育委員会自体もこれをしたという思いがあると思うんですね。それを議会のほうで後押しするような形で、これを進めていけたらと思います。

岩本信子委員 これ学校教育ですよ。でも、考え方を改めて社会教育的な面、例えばいろんな人を受け入れたり何だりするというのは、やはりある程度、市民の協力、地域住民の力というものがすごくかかわってくると思います。だから、学校教育という面があっても、社会教育、市民の人づくりとかまちづくりとかも、考えてもいいんじゃないかなと思います。

松尾数則委員 私個人の話ですが、川上分校に勤めておりました、小学校のときに、恐らく埴生小学校だと思うんです。あそこに泊まって泳いだ記憶があります。まだは小学校の前はすぐ海でした。非常に楽しかった覚えがありますので、さらに発展させた形で残していただきたいなと思っています。

長谷川知司委員 先ほど下瀬委員も言われたように、山村留学という形でそういうものをすべきだと思います。それできたら交流館、交流館って名前がついているように、あそこには社会教育指導主事がついて、いろんなメニューをつくって、研修するに当たってはこういうメニューがありますよというのをすればいいんですけど、指定管理になってから、ちょっとそっちのほうの二の次な感じがするんです。オートキャンプ場もありますから、それと一体となって、ある程度の生徒を受け入れて、そして男子と女子を分けて入れかえたりして、活用しようと思えばできるんです。ただそれが生かされていないというのがちょっと残念だなと思います。

伊藤實委員長 もっと継続すべきだという意見が多いと思いますし、実際小学校の時代から交流することによって、そういえば山陽小野田に行ったなど。大きくなってちょっと行こうとか、そこにガラスのあれでやったよとか、そんなもんです。そういう意味から言うと、若いころから山陽小野田に来てもらう。そういえばゴルフ場がたくさんあったとか、そういう話になるわけよ。小さいころから来てもらうというのが大事と思うので、これは一般財源を入れてでもする意味があると思いますので、こ

こは全会一致ということで行きます。放課後子ども教育事業については。

下瀬俊夫委員 児童館ですね、実は各小学校区に児童館が1個あるというのは、多分県下でここだけです。これは物すごく大きな売りになると思ってはいるんですね。（「山陽にはない」と呼ぶ者あり）山陽にないのは、ぜひつくらないといけないわけだけど、各校区で児童館事業をほとんどやられていないわけですよ。このことが問題なわけ。結局学童クラブが全部これを占領しているというのがあるんだけど、本当に豊かな児童館の活用がされたら、これは県下でも非常に大きな売りになっていくということをぜひ強調しないといけないなと思いますね。

中村博行副委員長 関連ですけど、行政自身から児童館の役目というのに限界というような言葉が出てきたと思うんですよ。そのあたりはちょっと意識改革が必要かなというような気がしましたね。

下瀬俊夫委員 子どもたちのこういう時間外の教育が、みんなそれぞれで動いているというように感じるんです。この前の私の一般質問のときにも、子どもの情操について、もっと教育委員会は積極的に取り組むべきじゃないかということを行ったんですけど、児童館にしても、総合的に子どもの情操についてはどうあるべきかという見方をした上で、この辺の整理をすべきだと思うんです。そうすると、児童館そのものが活性化してくるだろうと思うんですけど。

河野朋子委員 今、教育という観点で言われましたけど、私は児童館というのは、教育とは全く別のところで、子どもたちの居場所づくりだと思います。それも小中学生を中心に異年齢の子どもたちの居場所づくりであって、教育はむしろ関与してはいけないと思っていますけど、そういった児童館そもそもの目的が箱物はあるんですけど、全くその目的に応じない運営が、学童クラブ中心で、ただ子どもを預かって、そこで管理するというような、そのあり方を行政がどのように思っているかといったら、子どもの居場所づくりをして、子どもたちを見守っていくというような見方がほとんどないので、そのあたりの事業の見直しというか、さっき言われた放課後子ども教室とか、児童クラブとか、いろいろありますよね。別々の事業で子どもを管理するんじゃなくて、山陽小野田市の子どもたちをどのように育てていくかという視点で見ると、もう少し行政にも見直してもらわないと、今の運営方法では、余り子どもたちにとって、いい方向に行っていないなと思っています。

岩本信子委員 全くそのとおりです。この児童館に対しては一般質問の予定をしております。その中で私が伝えたいのは、児童館はやはり児童館としての役割をきちんと果たすべきだと。で、0歳児から18歳までの子どもたちが来て居場所づくりになる。児童館で児童クラブをしているというところに問題があるんです。最初から児童館を建てるのは児童クラブを入れるという発想から児童館を建てているんです。だから、職員も児童クラブのための児童館という間違った考え方をしている。で、周辺の人たちもそう考えている。そうじゃなくて、放課後子ども事業を例えば児童館ですると。これはだれが行ってもいいんです。児童クラブは外に出して、空き教室でするとか、空き家でやるべきじゃないかと。家庭的な雰囲気を出すのが児童クラブの目的ですよ。だから空き家でするべきじゃないかということはあるんですけど、そういう発想に変えてほしい。

下瀬俊夫委員 児童館って、実は子どもの城って言われるんです。だから、子どもたちが本当に自由に遊べる、異年齢で遊べるというのが基本です。さっき言われているように、所管の課が皆違ふと。これが最大の問題。やっぱり市長部局にきちんと総合窓口をつくる必要があるんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員 児童館で児童館まつりというのがあるんです。私もかかわっているんで、行って協力はするんですが、確かにいろんなことをされています。ただ、残念なのは、子どもが来て、異年齢で遊んで帰って、要するにお客さんで来てお客さんで帰るんです。そうじゃなくて、子どもたちが自分たちで遊ぶ、自分たちでつくっていくというような体制が本当の児童館だと思うんですけど、余りにも大人がかかわり過ぎているから、子どもが育っていない。お客様のままでいるというのがあるので、この体質を変えないといけないなというのを感じます。

伊藤實委員長 それでは児童館につきましても、いろいろ意見がありましたので、それについても報告したいと思います。総体的にありますか。

下瀬俊夫委員 自治会事務費について、六十数件、予算、決算書が出ていないという、これは大問題だし、自治連の事務局をいまだに下の担当でやっているんです。自治連だけじゃない、NPOの事務局も下にあるんです。何のために向こうに出たのか。向こうがサブなんです。こっち

が主体なんです。何でこんな仕組みがいまだに残っているのか。自治連の規約の中に、各自治会長あてに出す自治会事務費から自治連の会費を差し引いてやってくれという、だから事務局がやるようになっているんです。事務局がやるから、行政が出すときに天引きして出しているわけです。この仕組みをどこかできちんと変えないと。

吉永美子委員 委員会で、参加されていない状態でいろんな大事な計画とか、そういうようなことが審議されていて、それでオーケーとされていっているというところが。毎日あるわけでもないし、物によっては年1回とか2回とか、そういうところなのに、参加率が100%にいかないって、それでスルーしているっていうこと自体がやはりちょっと考えなおしていただきたいってことをすごく今回感じましたので、その点は、ぜひお願いします。

伊藤實委員長 要するに委員会、審議会年1回、2回の分ですら出てこない、20人中何人とか、やはりそういうところ。

下瀬俊夫委員 市民参加が実は特定の人だけに限られてしまっている。これは、まさに行政の硬直化の象徴みたいなもので、多くの市民を参加させるのが筋なんだけど、一部の人しか参加しないようになっている。残念ながら、これは基本的に行政の末期症状だと思います。

河野朋子委員 その件は、私の一般質問でデータも示してきちんと準備しておりますので、そのあたりはちょっと掘り下げていきたいと思います。

長谷川知司委員 この決算の執行部の答弁を聞いていたんですが、人事異動については適材適所だという言葉がよくあるんですが、果たしてそうなのか。それと各課の仕事量のボリュームに対して、適正な人員配置をしているのかどうか、これがすごく違うところがあって、かわいそうって言っちゃいけないけど、全然発想ができてない、それをすごく感じたので、どうにかならないかなって。

伊藤實委員長 保健師もそうだったでしょう。附帯決議を前回出しているんですよ。保健師も増員すべきって言いながら、現状はなかなか沿ってない。それと技術関係、一級建築士を初め、いろんな専門職についても十分でないので、そのしわ寄せが全部来ているわけです。

下瀬俊夫委員 臨時職員の待遇です。これは、県下で最低です。この近辺でも最低です。これではいい人材が集まってこないというのが一つ。もう一つは、例の臨時給付金。この事務が間に合わないっていうのと、もう一つは大問題が起こったんです。9月1日付に各家庭に振り込んだと言って、実は振り込んでなかった。それが1,000件ぐらいで、間違った通知をしたんです。9月10日に振り込む予定を9月1日に振り込みましたって送っているんです。これも結局人が足りないということの象徴なのかなと思います。

河野朋子委員 事務事業評価シートの担当課の記入の姿勢というか、それについてですけど、実際自分も評価してみて、いろいろ問題が見えてきたんですけど、総体的に評価がすごく甘いっていうか、さっきも言われましたけど、事業がある程度できれば、もうそれで目標達成じゃないですけど、もうそれである程度いいっていうようなことで、自ら問題点とか、何のためにこれをするのかとか、市民にとってどうなのかとか、費用対効果とか、波及がどうなのかとか、そういった視点あまり見受けられない。ていうのがやっぱりさっき言われたように発想が出てこないとか、いろんな工夫とか、余裕がないのかなと思うと、その辺は何が原因なのか、組織が硬直化しているのか、人員が不足してぎゅうぎゅうな状態なので出てこないのか、原因はわかりませんが、担当課の記入を見るにつけ、事業を改善しようという意欲とか、少しでもよりよくしようというものがもうちょっと出てもいいんじゃないかなっていうようなことをシートを通じて感じました。

岩本信子委員 結局、市民の満足度っていうのが全然評価の中に入っていない。事業をやりました。予算はちゃんとこの範囲でやりました。人数はこれだけでしたっていうだけの評価なんですよ。それじゃなくて一番大事なのは、市民がどう思ったのか、市民がサービスに満足しているのか、嫌だったのかと、そういう点が一切評価の中に出てこないんですよ。一番肝心なところが出てこないから、私らも評価していて、よかったのか、悪かったのか全然わからないんです。だから、やはり評価の点で、市民の満足度、そういうのを付け加えてくれとぜひ言ってください。

伊藤實委員長 これについても、今言われるように、もう目標達成したからではなくて、さらにもっとふやそうとしたらどうすればいいとか。もうゴールに着いていると思うわけ。そうじゃないと思うんですよ。やっぱり、何の事業でもPDCAサイクルをすることによって、だーって上が

るわけですよ。ここで満足しちゃいけないわけですよ。だから、その姿勢がほんとに表れているなど思うんですよ。

杉本保喜委員 皆さんも、資料が足りないと言われるように、この評価に対して必要な資料として捉えてつくっているかというところに疑問点が出てくるわけです。だからその辺も、各部門はもう一度適正な資料、評価のための資料っていうことを念頭に置いてつけていただきたいと思います。

伊藤實委員長 昔に比べれば出るようになったんですよ。でも、やはりまだ原課によって違うんですよ。こっちが言って読むでしょ。それだったら先に提出すべきであって、そういうところはどんどんしないといけない。大体よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今のことは委員長報告も含めて言いますし、一回休憩をして、素案を提案しようと思いますので、10分ぐらい休憩します。

午後2時40分休憩

午後3時20分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開します。それでは、議案第53号平成25年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論はありますか。

下瀬俊夫委員 正確な討論は本会議でやりますので、予算に反対したということで、決算にも反対をします。

伊藤實委員長 はい、ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決に入ります。議案第53号平成25年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊藤實委員長 賛成多数にて、認定すべきものと決しました。ここで、お手元に配付しました附帯決議案について、副委員長から提案をお願いします。

中村博行副委員長 それでは、議案第53号平成25年度山陽小野田市一般会

計歳入歳出決算認定に対する附帯決議を7点において申し述べますので、お目通しください。

1、合併10周年を迎えるに当たり、旧市町の一体化の醸成が図れる予算編成に取り組むこと。

2、定住促進につながる有効な施策を展開するため、市全体で連携し取り組むこと。

3、自治会事務費補助金の明朗な会計処理指導及び支出方法を明確にすること。

4、JR美祢線、小野田線の利用促進及び新幹線の利活用を図り、観光振興を含め、活性化に努めること。

5、附属機関と私的諮問機関の設置根拠等について明確にすること。

6、適正な人員配置を含め、充実した組織体制の構築を図ること。

7、事務事業評価のさらなる充実を図ること。

以上、7点であります。

伊藤實委員長 それでは副委員長から附帯決議案が提案されましたが、質問はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決します。議案第53号平成25年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊藤實委員長 全員賛成で、可決すべきものと決しました。以上をもちまして、4日間の一般会計決算委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時24分閉会

平成26年9月11日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實